

令和6年度 八王子市介護支援専門員研修
新任・現任研修「八王子の介護保険と高齢者施策」

資料

第一部

- ① 八王子市福祉部介護保険課 認定審査担当「認定審査担当からのお願い」
(P2)
- ② 八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当「給付適正化とケアマネジメント」(P5)
- ③ 八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当「住宅改修と福祉用具」
(P23)
- ④ 八王子市福祉部生活福祉総務課 医療・介護担当「生活保護制度と介護保険
制度」(P47)

第二部

- ⑤ 八王子市福祉部高齢者いきいき課 元気応援担当「八王子市高齢者計画・第
9期介護保険事業計画について」(P56)
- ⑥ 八王子市福祉部高齢者福祉課「在宅生活を支える高齢者福祉～介護保険を
除く八王子市の高齢者施策」(資料のみ・動画はありません)(P69)

要介護認定等の資料提供についての申出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

記入例

要介護認定等の資料について、介護サービス計画等介護保険事業の適切な運営を目的に必要なため、資料の提供を受けた際は、八王子市個人情報保護条例等関係法令に基づき、以下の遵守事項を遵守し、違反した場合、今後資料提供が受けられなくても差支えありません。

申出者（提供対象者）	申出者	八王子 太郎		事業者名称	八王子市地域包括支援センター 〇〇〇								
	連絡先	住所	八王子市本町24-1										
提供資料		電話	042-626-3111										
		☐ 本人 ☐ 親族() ☐ 成年後見人、保佐人又は補助人 ☐ 居宅介護支援事業者 ☐ 施設職員 ☐ その他の介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者											
		介護保険被保険者証を確認のうえ、記載漏れや誤りのないよう、正確に記入してください。											
	被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	被保険者氏名	介護 太郎
	被保険者住所	八王子市元本郷町3-24-1メゾンkaigo 101号											
	被保険者生年月日	明治・大正・昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日						被保険者性別					
	提供資料の対象	平成・令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 認定分											
	資料提供の方法	☒ 写しの交付						提供資料の種類	☐ 主治医意見書				
		☐ 閲覧											

上記提供資料の対象となる認定結果にかかる要介護認定申請書の同意欄において

☐ 本人の同意あり（下記同意欄に署名は不要です）

本人の同意がない場合、下記本人同意欄に署名が必要です。

■本人同意欄

私は、八王子市が保有する私の上記資料について、上記申出者（提供対象者）が提供することに同意します。

本人氏名

介護 太郎

上記の認定を受けるために提出した要介護認定申請書で同意がある場合は、レチェックのみで本人同意欄の記入は不要です。

(提供対象者の遵守事項)

- (1) 本人の情報（以下「本人情報」という。）について、個人の権利利益の侵害を防止するとともに本人の基本的人権を尊重した上で慎重に取り扱うこと。
- (2) 本人情報又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を、介護サービス計画作成等以外の目的に使用しないこと。
- (3) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人又は本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。
- (4) 提供対象者（本人又は本人の親族を除く。）の従業者又は従業者であった者に対して、第1号の遵守事項を徹底した上で、第2号及び第3号に掲げた行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (5) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画作成等以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (6) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡しその指示に従い善処すること。
- (7) 本人とのサービスの提供にかかる契約関係が終了した場合、その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなった場合には、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提出するか又は責任を持って安全かつ確実に破棄すること。
- (8) 本人又は八王子市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときには、いつでもこれに応じること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、業務に関して知り得た個人情報に関する情報をみだりに他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書記入例

申請に必要なもの	☐ 申請書	☐ 介護保険被保険者証
	☐ 提出者の身分証明書(個人番号カード、運転免許証、介護支援専門員証等)	
	☐ 被保険者の個人番号が確認できるもの(個人番号カード等) ※	
	☐ (40~64歳の方は)健康保険証(医療保険証)又は、そのコピー	
提出者が代理人(被保険者本人以外)の場合→ ☐ 上記に加え委任状		

※ 個人番号が分からない場合は、個人番号欄の記入は不要です。

主治医意見書について

主治医意見書は市から医療機関に作成を依頼しますので、必ずかかりつけの医師名、医療機関の名称・所在地の記入をお願いします。なお、診察を受けていませんと、医療機関によっては意見書を作成できない場合があります。診察を受けていない方は医療機関にご相談ください。

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書

① 被保険者	個人番号	* * * * *	性別	男・女
	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	生年月日	明治・大正・昭和 〇年 〇月 〇日
	フリガナ	カイゴ タロウ		
	氏名	介護 太郎		
	住所 (住民票上)	〒 192-8501 TEL 042-620-7414 八王子市元本郷町3-24-1		
現在の居所	※ 上記以外の住所(病院・施設・親戚の家等)にいる方は、下の欄に記入してください。 〒 196-0066 八王子市本町24-1 退院予定 未定・有()月 〇日			
	八王子〇〇病院 TEL 042-626-3111			

個人番号が分からない場合は、個人番号欄の記入は不要です。

病院に入院中、施設に入所中の方や親戚の家等、ご住所以外にいる方は必ず記入してください。退院や退所等の予定がある方は、退院予定欄へあわせて記入してください。

八王子市次のとお

申請年月日 年

現在、要支援の方で変更申請をご希望される場合は、その他の欄に理由を具体的に記入してください。(骨折による状態の悪化等)

現在の要介護状態区分等	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
申請理由	☒ ヘルパー等の利用を希望 ☐ デイサービス等の利用を希望 ☐ 福祉用具の利用を希望 ☐ 住宅改修を希望 ☐ 介護保険施設に入院・入所中又は入院・入所を希望 ☐ その他() ※ 要支援者の変更申請の場合は「その他」に理由を具体的に記入してください。						

認定調査を行う日時調整の連絡をしますので、必ず平日の昼間に連絡の取れる方を記入してください。

② 認定調査	調査日等の連絡先	フリガナ 氏名	カイゴ イチロウ 介護 一郎	※ 平日の昼間に連絡の取れる番号 TEL 090-1234-XXXX, 042-626-XXXX
	被保険者との関係	長男		
	立会い希望	有 無	立会う方	家族(続柄:長男、長女)・ケアマネジャー・施設職員・その他()
	本人の状況	配慮が必要(聴力・伝達能力)・その他()		

※主治医意見書の記入を依頼したい病院名(かかりつけ、入院先等)・主治医氏名を記入してください。主治医にこの申請をしたことを伝え、主治医意見書の作成をお願いしてください。原則、主治医意見書の記入用紙は八王子市から主治医に送付します。

③ 主治医	フリガナ	ハチオウジ ハナコ	医療機関	所在地	〒 196-0066 TEL 042-626-3111
	氏名	八王子 花子 先生			八王子市本町24-1
	(整形外科 科)		フリガナ	ハチオウジ〇〇ピョウイン	
	名称	八王子〇〇病院			
受診状況	定期的・不定期	最終受診日	年 月 日	次回受診予定日	年

受診状況・最終受診日・次回受診予定日をわかる範囲で記入してください。入院中の方は、受診状況等の記載は不要です。(※ 歯科医師や柔道整復師には依頼できません。また、眼科や耳鼻科、皮膚科等では記載できない場合がありますので、医療機関に事前にご相談ください。)

④ 同意	介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、八王子市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、若しくは地域ケア会議の関係人、又は主治医意見書を作成した医師等に情報提供することに同意します。	被保険者氏名	介護 太郎
------	--	--------	-------

同意される場合は、被保険者の署名をお願いします。

⑤ 提出者	住所(所在地)	〒 192-8501 TEL 042-626-3111 八王子市元本郷町3-24-1	代行事	☐ 地域包括支援センター ☐ 居宅介護支援事業者 ☐ 特定高齢者福祉施設 ☐ 保健施設 ☐ 養老型医療施設
	事業者名		※ 提出者とは別に担当者がいる場合(ケアマネジャー等)は記入してください。	☐ 提出者と同じ 事業者名 氏名 ハチ オ子
	フリガナ氏名	カイゴ イチロウ 介護 一郎		

健康保険証(医療保険証)をご覧のうえご記入ください。

窓口での提出者とは別に担当者(ケアマネジャー等)がいる場合は、記入してください。担当者が分からない場合は記入不要です。

医療保険	保険者名 :	記号 :
第2号被保険者	40歳から64歳の方は、特定疾病名を記入し、医療保険証のコピーを添付してください	特定疾病名

40~64歳の方は、医療保険、特定疾病名の記入および医療保険証のコピーの添付が必要です。(特定疾病名については、主治医によく確認してください。)

平成29年4月17日

各居宅介護支援事業所 御中

八王子市福祉部介護保険課

介護認定審査会の進捗問合せに対応する専用ダイヤルの開設について（通知）

平素より、本市の介護保険事業に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、介護サービス事業者等からの介護認定審査会の進捗問合せに対応するため、「介護認定審査会進捗問合せ専用ダイヤル」を開設します。

今後は、下記のとおり御活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 開始日時 平成29年4月24日（月）午前9時から
2. 利用可能日時 市役所開庁日の午前9時00分から午後5時00分まで
3. 問合せ電話番号 **042-620-7471**
※この番号は専用ダイヤルです。一般には公開しません。
4. 電話対応 委託事業者が対応します。
5. 対応可能事項 (1) 認定審査会予定日
(2) 認定審査会未定の場合の遅延理由（意見書・調査票未受領）
※上記以外は介護保険課認定審査担当（直通 042-620-7414）へお掛けください。
6. 注意事項 (1) 事業者名と名前を必ず伝えてください。
(2) 申請者の被保険者番号及び氏名を伝えてください。
(3) 原則、進捗問合せは専用ダイヤルにお掛けください。

問合せ先：八王子市福祉部介護保険課

認定審査担当 電話 042-620-7414

給付適正化とケアマネジメント

八王子市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当



研修内容

- * 給付適正化事業について
- * ケアマネジメントに関する留意事項
- * 総務・給付担当からのお知らせ

給付適正化事業

●給付適正化の基本的な考え方

「受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すこと」

(厚労省「介護給付適正化計画に関する指針」より抜粋)



- ・ケアプラン点検
- ・介護支援専門員研修
- ・ケアマネジャーガイドライン
- ・ケアプラン自己点検支援マニュアル など

利用者の望む暮らしの実現のための
「自立支援に資するケアマネジメント」

3

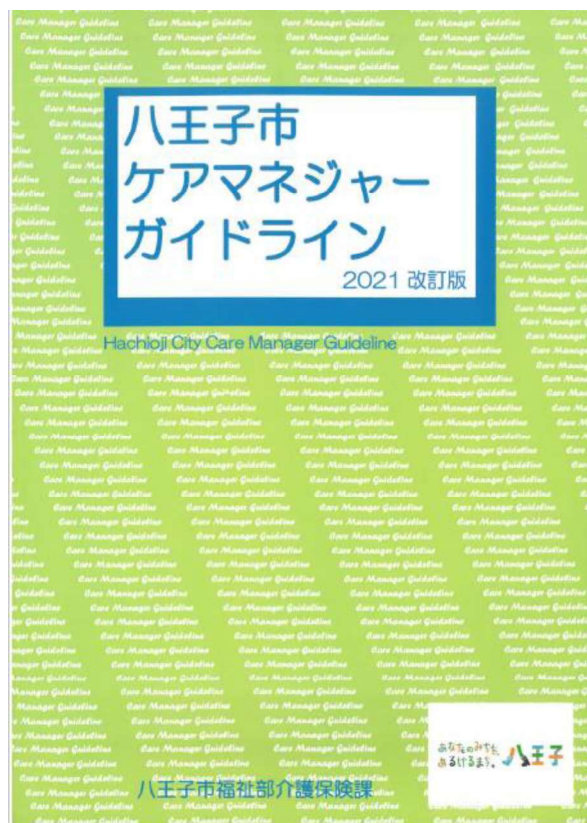
給付適正化事業

八王子市の考える「自立支援」

Ⅱ

楽しみのある生活の支援

ケアマネジャーガイドライン



- 八王子市とケアマネジャーが共通認識のもとに業務が行えるよう、ケアマネジャーが業務を行う上での基本ルールなどをまとめたもの
- 八王子介護支援専門員連絡協議会、地域包括支援センター職員とともに作成・改訂
- 報酬改定の年度に改訂

5

介護予防ケアマネジメントガイドライン



- 介護予防ケアマネジメントや自立支援・重度化防止についての八王子市の考え方や、ケアマネジメントの実施手順、総合事業のサービスなどをまとめたもの
- 地域包括支援センター職員とともに作成・改訂

7

6

ケアプラン自己点検支援マニュアル



- 自立支援の意味や、利用者の状態に合わせた適切なケアプランの作成方法の理解を深めるためのテキスト

- ・ ケアプラン自己点検
- ・ 事業所内でのケアプラン点検
- ・ 事業所や地域での研修会

ケアプラン点検

- 1年に30事業所程度
 - グループワークによる点検 + 書面による点検
 - 市内の居宅介護支援事業所は、3、4年に一度、必ず参加
⇒対象事業所には、個別に通知を送付
- ※任意参加ではありません**
- 主任ケアマネジャーと協働で実施

介護支援専門員研修

- 年10回程度の講座
- 八王子介護支援専門員連絡協議会と協働で実施
- 内容は、ケアプラン点検、医療連携など
- 対面集合形式、リモート形式による実施を組み合わせ、効果的に受講機会の確保を図る

9

研修内容

- * 給付適正化事業について
- * ケアマネジメントに関する留意事項
- * 総務・給付担当からのお知らせ

①同居家族がいる場合の生活援助

- 同居家族等(同一敷地内に住んでいる家族等を含む。)がいる場合、原則として利用できません。
- ただし、利用者のできること、できないこと、家族等の状況(障害や疾病、仕事、学校、介護負担)等をアセスメントし、利用者の目標を実現するために必要なサービスを検討した結果、生活援助が最適なサービスであれば、生活援助のサービスを利用することも可能です。
- 同居家族等の有無のみを判断基準として、介護給付の支給の可否を一律機械的に判断しないようにしてください。

11

①同居家族がいる場合の生活援助

■ 給付可能な例

- ・家族が高齢で筋力が低下して行いうのが難しい家事がある
- ・家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある
- ・家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある

同居家族がいる場合の生活援助の介護保険給付の可否について、
介護保険課で、個別のケースの判断することはできません。

個々の利用者や家族等の状況をしっかりとアセスメントしたうえで、ケアプランに位置づけ、最終的なサービス導入の可否はサービス担当者会議で判断してください。

※導入に至った理由を、ケアプラン第1表や支援経過に必ず記載してください。

②返戻

- 毎月の請求について、国保連の審査の結果、エラーとなり請求が通らない(給付管理票、または請求明細書が返戻になる)場合があります。
- 返戻となった場合には、国保連から「返戻一覧表」が送付されます。
- 「返戻一覧表」には、該当者および返戻となった理由がエラーコードとして記載されていますので、このエラーコードを参考に、返戻となった給付管理票、請求明細書を修正し、翌月以降に再提出します。

※ エラーには様々なものがありますが、代表的なエラーについて次のページで紹介します。

13

②返戻

【代表的なエラー】

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」 P177・178から抜粋

エラーコード	概要	内容・対処方法
12P4 12P5	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書に関するエラー	請求をする月の <u>前月までに</u> 居宅届の提出がされていない場合に出るエラーです。 ※ <u>提出が請求と同月の場合</u> は翌月以降に再度、請求をしてください。
12PA	区分変更申請に関するエラー	利用者が <u>区分変更申請をしている状態</u> で請求した場合に出るエラーです。 ※ <u>介護度が確定した月の翌月</u> に再度、請求をしてください。
12SA ASSA	負担割合に関するエラー	利用者の <u>負担割合</u> が市の受給者台帳と一致しない場合に出るエラーです。 ※ <u>負担割合証</u> で正しい負担割合を確認の上、翌月に再度、請求してください。

②返戻

■ よくある問い合わせ

Q 居宅サービス計画作成(変更)依頼届出書は、いつまでに提出すれば翌月の請求に間に合うの？



A 月の最終営業日までに提出のあったものについて、翌月に請求ができるわ。

例えば、5月中にサービスを利用開始した方の居宅届を、5月31日までに提出してもらおうと、5月中に入力した居宅届の情報を6月上旬に市から国保連に送るから、6月10日に請求することができるわ。

郵送で送る際には、月の最終営業日までに介護保険課に到着している必要があるから、注意してね。

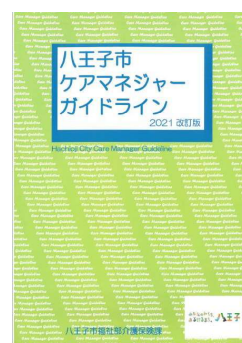


15

②返戻

【エラーコード】

その他のエラーコードについては、
「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版」
P177～178に一部掲載しています。



- ガイドラインに掲載のないエラーコードや、エラーの原因が分からない場合は介護保険課 総務・給付担当 (042-620-7459)までお問い合わせください。
- お問い合わせいただく際にはエラーコードをご確認の上、ご連絡いただくとスムーズに確認ができます。

③月額報酬の日割り算定

- 月額報酬のサービスについて、日割り算定事由に該当した場合は、日割りで算定します。

【月額報酬となるサービス】

- ❖ 小規模多機能型居宅介護
- ❖ 看護小規模多機能型居宅介護
- ❖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ❖ 福祉用具貸与
- ❖ 介護予防通所リハビリテーション
- ❖ 予防訪問介護相当(総合事業)
- ❖ 訪問型サービスA(総合事業)
- ❖ 予防通所介護相当(総合事業)

など

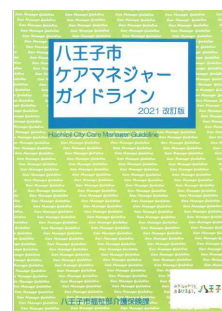
17

③月額報酬の日割り算定

■ 日割りの算定事由

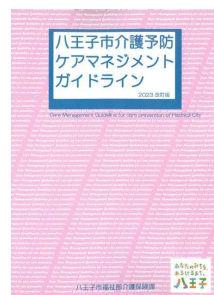
居宅サービス・介護予防サービスについて

「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版」P207～213



総合事業について

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」P121～123



上記ページに記載されている事由についてのみ、
日割りとなります。

③月額報酬の日割り算定

■ よくある問い合わせ

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」 P124・127から抜粋

Q 要支援認定区分が月途中で変更になった場合、月額包括報酬となっている通所型サービスや訪問型サービスの算定はどうなるの？
また、区分変更前(後)にサービス利用の実績がない場合はどうしたらいいの？



A 月途中で要支援認定区分が変更になった場合は、日割り算定になるわ。ただし、要支援認定区分が変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合には、要支援認定区分が変更となった後(前)の報酬区分のみを算定するの。
サービス利用の実績がない区分は算定しないのよ。

19

③月額報酬の日割り算定

■ よくある問い合わせ

「八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン 2023改訂版」 P124・127から抜粋

Q 月途中で訪問型サービスAから予防訪問介護相当に変更した場合、月額報酬はどうなるの？



A 訪問型サービスAと予防訪問介護相当では、契約内容が異なるので、契約の終了日(開始日)での日割り請求になるわ。

14

20

③月額報酬の日割り算定

Q 月額包括報酬となっている訪問型サービスや通所型サービスを利用している人が、月途中で入院した場合の算定はどうなるの？



A 入院は日割り算定の事由には該当しないから、契約を解除しないかぎり月額包括報酬で算定するのよ。長期間の入院が見込まれる場合は、利用者の負担を考慮して一旦契約を解除することも検討してみてね。

(『平成18年9月4日付 厚生労働省事務連絡「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて」)

Q 入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用しえない月であっても、小規模多機能型居宅介護の算定は可能か。

A 登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービス利用できないのに利用者負担が生じることについて配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

21

④軽微な変更

「八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版」P.202～

■ 軽微な変更該当する場合には、アセスメントからケアプランの交付までの一連の業務実施する必要はありません。

- ①サービス提供の曜日変更 ②サービス提供の回数変更
- ③利用者の住所変更 ④事業所の名称変更 ⑤目標期間の延長
- ⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合
- ⑦対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更
- ⑧目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更
- ⑨目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合
- ⑩担当介護支援専門員の変更

利用者の状況

解決すべき
課題

15

目標の変化

22

④軽微な変更

■ 追加項目

⑦対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更

- 指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具を、そのまま特定福祉用具販売へ変更する場合には、軽微な変更該当する場合があるものと考えられます。

23

④軽微な変更

■ よくある問い合わせ

⑧目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更

《軽微な変更該当する例》

- ・ ケアマネジャーが、A事業所から同一法人内のB事業所に異動し、引き続き利用者をそのまま担当する場合
- ・ 事業所の廃止等で、訪問介護計画作成者であるサービス担当責任者が、A訪問介護事業所からB訪問介護事業所に移り、引き続き同じ利用者にサービスを提供する場合

《軽微な変更該当しない例》

- ・ 通所介護事業所が、移転した場合 ⇒ サービス提供環境に変化があるため

- * 給付適正化事業について
- * ケアマネジメントに関する留意事項
- * 総務・給付担当からのお知らせ

25

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書等の様式変更

		生年月日	
		大・昭 年 月 日	
居宅サービス計画作成依頼(変更)する事業者			
事業者の事業所名		事業所の所在地	
事業所番号		電話番号 ()	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
八王子市長 殿 ①私は、上記の居宅介護支援事業所が対応できなくなった場合に、被保険者に対する介護サービス提供等に支障をきたすことがないように、引継ぎ先の居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス計画の内容や介護サービスの利用情報を開示することに同意をしない場合、チェックをつけます。 ②私は、当該届出提出時に、被保険者が代理に被保険者証を受理することにより、上記の居宅介護支援事業所が対応できなくなった場合に限り、代わりに居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス計画の内容や介護サービスの利用情報を開示することに同意します。 ③私は、不測の事態により、上記の居宅介護支援事業所が対応できなくなった場合に限り、代わりに居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス計画の内容や介護サービスの利用情報を開示することに同意します。			
		年 月 日	

■ ケアマネジメント業務・給付の可否(住宅改修・福祉用具購入を除く)等に関すること

介護保険サービス事業者専用ダイヤル **042-620-7459**

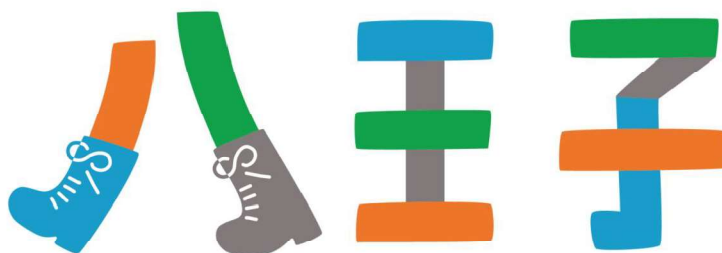
※なお、この番号は介護保険サービス事業者専用ダイヤルになりますので、一般市民には公開しません。

■ 上記以外の介護保険サービス等に関すること

総務・給付担当 042-620-7416

ご清聴ありがとうございました。

あなたのみちを、
あるけるまち。



事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 8 日

介護保険施設
居宅介護サービス事業所
地域密着型サービス事業所 御中
居宅介護支援事業所
地域包括支援センター

介護保険サービス事業者専用ダイヤルの開設について（通知）

八王子市福祉部介護保険課

平素より、本市介護保険行政について御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

本市ではこのたび、介護保険サービス事業者等からの給付に関するお問い合わせを一元的に管理し、利便性向上を図るため「介護保険サービス事業者専用ダイヤル」を開設しました。

つきましては、今後、給付の可否等に関するお問い合わせの際には、下記の同ダイヤルをご活用いただきますようお願いいたします。

なお、お問い合わせの前には必ず、国の報酬基準解釈通知（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）や本市発行の「ケアマネジャーガイドライン」等で事前に確認いただくとともに、事業所内で意見交換を行い、それでも判断がつかない場合に、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

受給者台帳や住宅改修費、福祉用具購入費の残高及び利用者負担額の軽減等のお問い合わせに関してはこれまでと同様、給付担当（TEL 042-620-7416）へ御連絡ください。

また、お問い合わせの内容によっては、回答にお時間をいただく場合もありますので、あらかじめ御承知おきます。

記

【ケアマネジメント業務・給付の可否（住宅改修・福祉用具購入を除く）等に関すること】

○ 八王子市福祉部介護保険課 給付担当 （介護保険サービス事業者専用ダイヤル）

電話番号：042-620-7459（直通）

※なお、この番号は介護保険サービス事業者専用ダイヤルになりますので、一般市民には公開しません。

【上記以外の介護保険サービス等に関すること】

○ 八王子市福祉部介護保険課 給付担当

電話番号：042-620-7416（直通）

※ 別紙に各電話番号の取扱い業務の一部を例示しますので参考としてください。

○ 給付担当：介護保険サービス事業者専用ダイヤル 042-620-7459

受付内容

- ① 給付管理に関すること
- ② 返戻・国保連への請求に関すること
- ③ サービス事業者からの給付判断に関すること
- ④ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届けに関すること
- ⑤ 介護給付費通知に関すること
- ⑥ ケアプランの作成方法に関すること
- ⑦ ケアプラン自己点検支援に関すること
- ⑧ ケアマネジャーの研修に関すること
- ⑨ ケアマネジメント業務に係る相談に関すること
- ⑩ ケアマネジャーガイドラインの内容に関すること
- ⑪ 軽度者に対する福祉用具貸与に係る届出に関すること
- ⑫ 都実施研修の市町村推薦に関すること

○ 給付担当 042-620-7416

受付内容

- ① 住宅改修に関すること
- ② 福祉用具販売に関すること
- ③ 住宅改修費・福祉用具購入費の受領委任払契約に関すること
- ④ 利用者の負担軽減制度に関すること
(高額サービス費、高額医療合算介護サービス費・特定入所者介護サービス費（負担限度額）、生計困難者等に対する介護保険利用者負担額軽減制度等)
- ⑤ 過誤申立に関すること

令和4年(2022年)10月31日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
各指定介護サービス事業所 御中
(月額包括報酬対象事業所のみ)

八王子市福祉部介護保険課

月額包括報酬対象サービスの利用者が入院する場合等の取扱いについて(通知)

平素より介護保険制度にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件について、本市では下記のとおり取り扱っておりますので、通知いたします。

記

1 月額包括報酬に係る日割り算定について

月額包括報酬の対象サービスにおける日割り算定事由は、平成30年3月30日付厚生労働省事務連絡において示されており、利用者が入院した場合であっても、契約解除等の日割り算定事由に該当しない場合は、月額包括報酬での算定が可能です。

ただし、小規模多機能型居宅介護の利用者が入院した場合の取扱いについては、厚生労働省より Q&A が示されていますので、ご注意ください。

平成18年9月4日付 厚生労働省事務連絡

「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関する Q&A について」

(問42)入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれも利用し得ない月であっても、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能か。

(答)登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービス利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

2 本市における取扱い

上記 Q&A を踏まえ、月額包括報酬対象事業所においては、利用者に対し、契約が継続している場合はサービス提供の有無にかかわらず利用者負担が発生することなどについて、丁寧な説明をしていただくようお願いします。

特に、入院時や要介護認定区分変更申請時は、以下のことに留意してください。

(1)入院時

- ・入院中であっても、入院前と変わらず利用者負担が発生することについて、その金額を含め説明した上で、契約を継続するか否か利用者の意向を確認すること。
- ・入院が長期に及ぶ場合は、介護事業者から利用者に対し契約解除を提案するなど、利用者負担に配慮すること。

(2)要介護認定区分変更申請時

- ・区分変更申請中は利用者負担額を請求することが出来ず、認定結果決定後にまとめて利用者負担額を請求することや、介護度別の利用者負担額について、利用者に対して丁寧な説明を行うこと。

3 本通知に関する問い合わせ先

八王子市福祉部介護保険課総務・給付担当 tel:042-620-7416 fax:042-620-7418

介護保険の 福祉用具と住宅改修

～住環境整備のためのアセスメント～

八王子市福祉部介護保険課 総務・給付担当

1

研修内容

1. 福祉用具や住宅改修の必要性	P. 3
2. 福祉用具貸与について	P. 8
3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点	P.11
4. 特定福祉用具購入について	P.15
5. 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制	P.17
6. 福祉用具サービス計画の活用	P.22
7. 住宅改修の留意点	P.24
8. 住環境整備のためのアセスメントについて	P.32
9. 基本情報から住宅改修理由書・福祉用具の導入まで	P.36
10.介護保険以外の住宅改修制度	P.45
11.資料の紹介	P.47

2

1. 福祉用具や住宅改修の必要性

介護が必要になった人にとって、日々の生活を過ごす住環境を整えることは、とても大切なことです。

身体機能に適した福祉用具を利用する

残存機能を十分に生かすことができるように住宅を改修する



利用者が望む生活を実現する

住み慣れた場所・地域で可能な限り自立し、いきいきと暮らし続けていくために、住環境の整備は欠かせないものです。

3

住宅・土地状況調査 平成30年(2018年)の結果から

- ・市内の住宅で、高齢者等のための設備がある住宅は約半数。

手すり

またぎやすい高さの浴槽

車いすで通行可能な通路幅

段差のない屋内

道路から玄関まで車いすで通行可能

- ・この中で最も多いのは、手すり。階段、浴室、トイレ、玄関の順。
- ・ただし、一人一人の身体状況にあった形状や場所というわけではありません。

4

- ・八王子市の住宅施策で重要と思われること

(2020年 住まいに関する意識調査の集計)

1位 耐震化に対する補助

2位 住宅の長寿命化のためのリフォーム支援

3位 バリアフリー化改修への補助

65歳以上の階層では、バリアフリー化改修への補助がさらに高い割合となっています。

これらのことから、福祉用具や住宅改修の必要性が高いことが、わかるのではないのでしょうか。

5

高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン(H31.3月)

- ・「高齢期」とは？

65～74 歳のいわゆる「アクティブシニア」といわれる世代

50～64 歳のいわゆる「プレシニア」といわれる世代

- ・専門家(建築士など)が、必要に応じて医療・介護等の専門家の知見も得て、個々の高齢者に応じた最適な住まいや住まい方の提案を行う。

- ・介護が必要になってからも暮らせる「住まい」を目指す。

高齢期の生活に必要な住宅性能を確保し、介護が必要となっても軽微な対応(介護保険の適用による手すりの設置や福祉用具等の使用)により暮らしつづけられる「住まい」

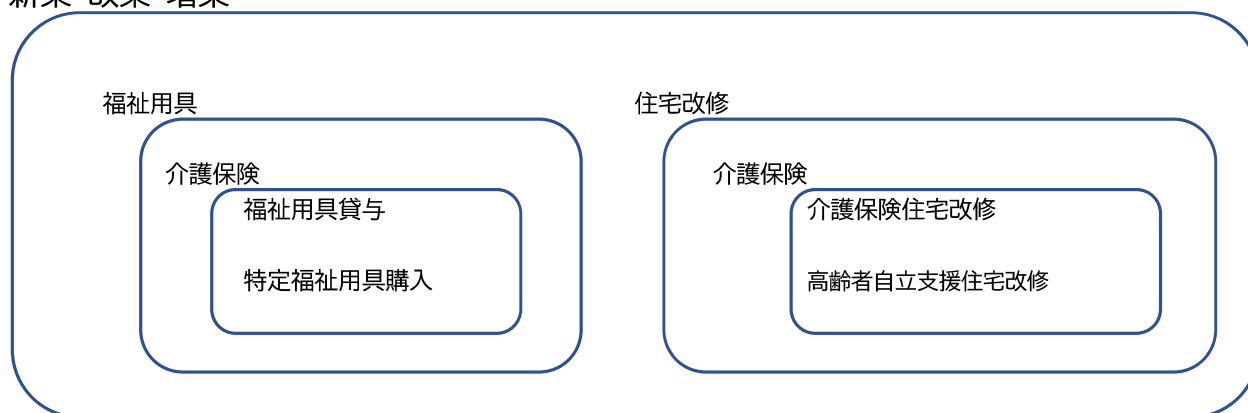
国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000202.html

6

住環境整備

新築・改築・増築



介護保険の福祉用具サービスや住宅改修は、住環境整備の一部です。
高齢者に必要なものが、全て対象になるわけではありません。

7

2. 福祉用具貸与について

- 利用者の自立支援と介護者の負担軽減のため
- 身体状況に合った福祉用具を使用するため、交換できるように貸与が原則。

• チェックポイント

- ☐ 使う人の身体に合っていますか？
- ☐ 本人や介護者が無理なく操作できますか？
- ☐ 今のままの住居の中で使えますか？

8

福祉用具の衛生管理 シルバーサービス振興会ホームページより引用

回収 使用済みのレンタル商品を専用車で回収



洗浄 マットレスは丸洗い洗浄で内部の汚れを洗浄



点検 部品の破損・欠落チェック、感染危険商品の分離等



消毒 電解水・ガスなどで徹底的な殺菌・消毒(写真はホルマリンガスでの消毒)



9

保守点検 作動確認、検針器による異物の混入のチェック



消毒の各工程の履歴管理

バーコード管理などにより、商品の流通状況等を管理

管理されている主な項目

搬入・搬出日

商品が特定できる記号など

消毒作業を行った年月日時、作業担当者

作業消毒設備・装置、使用消毒薬など

保管・納品 ビニールに梱包し、回収した商品とは別に保管
次のお客様にお届けするまで、清潔な状態で保管



10

3. 軽度者に対する福祉用具貸与(例外給付)の留意点

【1】主治医の意見の確認

福祉用具が必要な理由を文書または聴取で確認してください。

主治医の所見を求める際には、どのような心身の状態で、当該用具の貸与が必要かを示してもらうようにしてください。

※聴取の場合は、聴取日と聴取内容を詳細に支援経過(第5表またはE表)に記録してください。



【2】サービス担当者会議の開催

主治医の所見にもとづき、福祉用具の必要性について担当者会議を行います。

必ず、主治医の意見を確認した後に、担当者会議を開催してください。

11

【3】直近の基本調査(認定調査票)で別紙1の「届出必要」に該当する状態像であるか確認。

(八王子市ケアマネジャーガイドライン2021改訂版P90～92参照)



【4】市へ関係書類の提出



【5】給付可否の連絡。

市から電話で、担当ケアマネジャーに連絡をします。ケアマネジャーはその結果を支援経過(第5表またはE表)に記録してください。



【6】貸与開始

12

- 車いす(電動車いすを除く)と移動用リフト(昇降座いす、立ち上がり補助いすを除く)の場合

主治医から「車いす(または移動用リフト)が必要である」との意見をもらう



担当者会議を行う



ケアプランに位置付け、貸与開始

市への届け出は不要です。

それ以外は、他の福祉用具の軽度者貸与の手順と同じです。

13

- 再度の軽度者申請について

以下のうち、いずれかの変更があった場合には、再度、市の確認を受けてください。

1. 利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
2. 新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

14

4. 特定福祉用具購入について

- 入浴やトイレで使う福祉用具は、レンタルではなく購入対象になっています。
- 他人が使用したものを再利用することには、抵抗感があるためです。
- 指定を受けた福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員が、福祉用具サービス計画を作成し、利用者に説明して販売を行います。
- 支給限度基準額は1年間に10万円(毎年4月から1年間)
- 同一品目の再購入は原則できません。
- 身体状況の変化や、破損による再購入は、事前に介護保険課へご相談ください。
- 支給限度基準額や購入歴は介護保険課でお答えしています。

15

浴槽台(浴槽内いす)

- 浴槽内に置いて利用することが、要件です。
- 浴槽をまたぐときの踏み台にすることは、転倒する危険があるため認められません。

浴室内すのこ

- 浴室入口の段差だけでなく、浴槽をまたぐ高さにも考慮が必要です。
- 段差解消のための福祉用具です。転倒や踏み外しを防ぐため、浴室の洗い場全体に敷く必要があります。

16

5. 福祉用具貸与と特定福祉用具購入の選択制

令和6年4月1日より、一部の福祉用具に関して、貸与と購入の選択制が導入されました。

【選択制の対象となる福祉用具の種目・種類】

○固定用スロープ

例

品名: インタースロープ50 111cm幅
メーカー: 株式会社モルテン



○歩行器(歩行車を除く)

例

品名: アルコー10型M
メーカー: 株式会社星光医療器製作所



17

○単点杖

(対象はカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチのみ)

【ロフストランド・クラッチ】

例

品名: エルゴグリップクラッチ・クローズドカフ
メーカー: プロト・ワン有限会社



【プラットホーム・クラッチ】

例

品名: プラットホーム・クラッチ
メーカー: 日進医療器株式会社



※カナディアン・クラッチはロフストランド・クラッチに類似しているもので、上腕三頭筋と脇で脇当てを挟み体重を支持しますが、現在はあまり見られません。

18

○多点杖



例
品名:マグネシウム4点杖
メーカー:フジホーム株式会社

※福祉用具の写真は公益財団法人テクノエイド協会ホームページより引用

【利用者への説明・提案】

- 利用者に貸与又は購入の選択が可能であることを説明します。
- 貸与・購入それぞれのメリット及びデメリット等必要な情報を提供し、福祉用具専門相談員と連携して提案を行います。

19

貸与・購入選択制対象福祉用具の提案を行う際の注意点

提案に際しては下記の点を踏まえて行ってください。

- 利用者へのアセスメント
- 福祉用具専門相談員や医師・リハビリテーション専門職等の意見
- 退院・退所前カンファレンス
- サービス担当者会議等

なお、医師の意見については、主治医意見書や診療情報提供書等に福祉用具に関する記載がない場合で、その他の情報により必要な情報が得られているのであれば、必ずしも要しません。

20

選択制対象福祉用具の購入申請を行う際の注意点

購入の申請については、以下の点にご注意ください。

- ・ 貸与が可能なことを利用者本人に説明し、自身の心身の状況等も勘案した上で購入を選択してもらっている。
- ・ 複数個購入する場合は、客観的な理由がある。
- ・ 貸与していた用具を購入に切り替える場合、貸与期間が購入日以前に終了している。
- ・ 新品である(中古品の購入は原則として想定されていない)。

21

6. 福祉用具サービス計画の活用

ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)			
フリガナ	性別	生年月日	年齢
利用者名	様	M-T-S	年 月 日
住所	TEL		
長年介護支援事業所			
相談内容	相談者	相談者との関係	相談日
ケアマネジャーとの相談記録	ケアマネジャーとの相談日		
身体状況・ADL (年 月) 現在			
身長	cm	体重	kg
握力	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる
起き上がり	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる
立ち上がり	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる
移動	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
座位	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
屋内歩行	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
屋外歩行	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
移動	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
歩行	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
入浴	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
食事	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
更衣	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
意思の伝達	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
視覚・聴覚	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
居室サービス計画	住環境		
利用者の生活の方向	□ 戸建 □ 集合住宅 (階) (エレベーター) □ 有 □ 無 □ 無 ※ 居室の広さなど		
総合的な援助方針			

ふくせん 福祉用具サービス計画書(選定提案)			
フリガナ	性別	生年月日	年齢
利用者名	様	M-T-S	年 月 日
住所	TEL		
長年介護支援事業所			
相談内容			
相談者			
相談者との関係			
相談日			
ケアマネジャーとの相談記録			
ケアマネジャーとの相談日			
身体状況・ADL (年 月) 現在			
身長	cm	体重	kg
握力	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる
起き上がり	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる
立ち上がり	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる	□ つかえない □ つかえる
移動	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
座位	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
屋内歩行	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
屋外歩行	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
移動	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
歩行	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
入浴	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
食事	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
更衣	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
意思の伝達	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
視覚・聴覚	□ 自立 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具	□ 歩行補助具 □ 歩行補助具
居室サービス計画	住環境		
利用者の生活の方向	□ 戸建 □ 集合住宅 (階) (エレベーター) □ 有 □ 無 □ 無 ※ 居室の広さなど		
総合的な援助方針			

22

3段階リセット

- 要支援1 → 要介護3から5
- 要支援2・要介護1 → 要介護4・5
- 要介護2 → 要介護5

※要支援2と要介護1は同じ段階ですので、ご注意ください。

転居リセット

- 支給限度額の管理は、現に居住している住宅について行われるため、転居した場合は転居後の住宅について、再度支給限度基準額が20万円になります。

25

介護保険住宅改修の対象

- 1 手すり
- 2 段差の解消
- 3 床材の変更
- 4 扉の取換え等
- 5 和式便器から洋式便器への交換

- 例外なく、工事前の申請が必要です。

- 市と契約している受領委任業者に限らず、一般の工務店に依頼することができます。書類の作成や申請については、介護保険課総務・給付担当からご案内しますので、早めにご連絡ください。

- 本人や家族が施工する場合も、必要書類は同じです。材料費のみの支給となります。見積の根拠として、ネット通販の画面、ホームセンターでの商品と価格表示の写真等が必要です。

26

住宅改修の事前申請書類(住宅改修の手引きから抜粋)

①申請書 償還払い又は受領委任払いのいずれかを選択してください。

②理由書 ケアマネジャー等が作成したものです。

③見積書 本人フルネーム

改修箇所、改修種類ごとに番号を付け、材料費・施工費・諸経費に分けて記入します。材料費は、メーカー名・品番・寸法・面積・数量・単価等を明記してください。

なお、諸経費に設計及び積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給の対象にはなりません。

また、介護保険の住宅改修費の支給対象にならない工事と同時に施工する場合でも、複数の見積書を作成する必要はありませんが、その場合は介護保険対象分とそれ以外を区分し、工事費内訳書等により算出方法を明示してください。

④図面 改修前・後の図面(平面図と、展開図または立面図または断面図など)平面図には設置場所を明記し、本人の動線がわかるようにしてください。

屋外工事の場合、改修場所だけでなく、玄関・駐車場・道路等の位置もわかるようにしてください。

展開図(立面図または断面図)には高さや長さを表示してください。

⑤事前写真 改修前の状況がわかる写真(日付入り)を添付します。

できるだけ全体の様子がわかるように撮影し、施工位置の高さ等が確認できるようにします。

⑥承諾書 改修する住宅が利用者本人の所有ではない場合に必要です。また、共有名義の場合、すべての共有者の承諾書が必要です。

27

覚えていと便利です

- ・ 階段の片側に手すりを設置する場合は、降りるときの利き手側に付けます。
- ・ 手すりの端部は、壁側または下側に曲げて設置します。衣類の袖口をひっかけないためです。
- ・ 車いすのためのスロープは、自走式の場合は、屋内では高低差／水平距離が1／12、屋外では1／15が望ましいとされています。他走式の場合は介助者にもよりますが、建築基準法では最低でも1／8以下と定められています。

お願い

- ・ 特定福祉用具や住宅改修の履歴を確認をお願いします。以前のケアマネジャーが担当していた頃や、他社の実績を把握していないことがあります。電話で結構ですので、お問い合わせください。
- ・ 特定福祉用具や住宅改修の実績は、基本情報や、居宅サービス計画第3表の週単位以外のサービス、支援経過に記録してください。

28

①手すり

壁側または下側に向ける部材を使います。

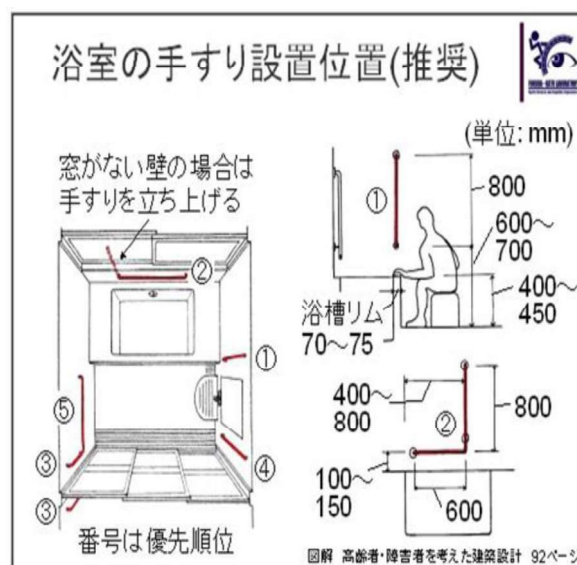
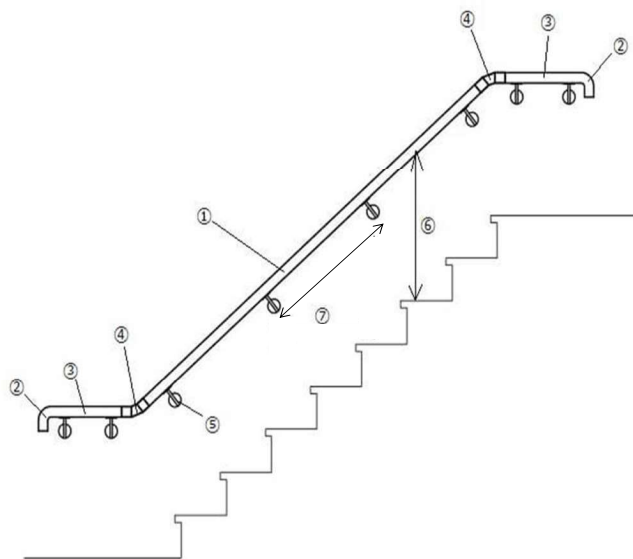
④ジョイント

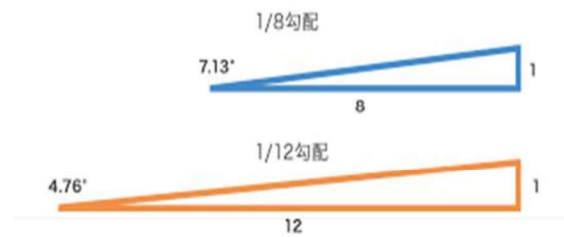
また、補強板のつなぎ目にかからなければ、フレキシブルブラケットを取り付けることができます(両側のブラケットは不要)。

壁の内側の柱・間柱に取り付けます。柱・間柱のないところに受け金具を付けるには、補強板を取り付けます。

一般的には踏面の先端から700～900mmの高さとされていますが、利用者の身体状況に合わせる必要があります。腕をまっすぐに下したときの、手首の位置が目安になります。

安全を確保するため、メーカーの施工基準に基づき、取り付けます。





8. 住環境整備のためのアセスメントについて

住宅改修が必要な理由書		□介護保険認定申請(介護手帳付)住宅改修 □介護者自立支援型改修															
□基本情報		被保険者 氏名		被保険者 番号													
利用者の 住所		市町		区		番		地		年		月		日			
要介護認定 理由(1)		非該当 ・ 要支援1 ・ 2 ・ 要介護1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5															
作成日		開始地曜日 平成 年 月 日				作成日 平成 年 月 日				資格 連絡先							
介護保険法の介護支援専門員でなければ記入してください。																	
作成者 氏名		住所 番 号 姓 名															
□連絡先状況		連絡先 ※FAXやEメールの普及や確保は進んでいますか 有 ・ 無															
□給食状況 ※市町村に聞かなくてはなりません。																	
利用者の 身体状況		主病病				主要初期病 介護 ・ 療養 ・ 総合											
症状・痛み等		寝返り、 起き上がり 立ち上がり、 着脱 歩行・移動 段差昇降 その他				問題意識状況 介護・療養 介護保険の活用状況 主に 障て生活 利用者の介護歴 費用 ・ 費用 現在 在宅 ・ 入院 特記すべき居住形態											
介護状況 (主な介護者を含む)																	
在宅状況 (主な介護者生活 をどう支えたいか)																	
□福祉用具の利用状況と取組後の様子																	
福祉用具		要介護		要介護		購入品目		要介護		要介護							
手すり		☐		☐		継続使用		☐		☐							
トイレ・浴槽用		☐		☐		ボーダー・トイレ・		☐		☐							
歩行補助具		☐		☐		車椅子(座面)		☐		☐							
車椅子		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							
車椅子(座面)		☐		☐		移動用車椅子		☐		☐							

		問題の分類		問題の分野		問題の 出典の 目録の 記号	
問	問題として出ている 基本動作	具体的・図解的な状況設定入題ではない				問題の 目録の 記号の 記入方法	
	☐ トラバの移動	1 2 3 4 5 A B C				① 基本動作の 移動	
	☐ トラバの出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				② 端部からの 移動	
	☐ 端部へ移動・戻す (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				③ 端部への移動 移動の方向が 異なる	
	☐ 歩調の書換	1 2 3 4 5 A B C				④ 歩調の書換 異動と歩調の 一致	
	☐ 歩調の逆歩動作	1 2 3 4 5 A B C				⑤ 逆歩動作 異動と歩調の 一致	
	☐ 逆歩	1 2 3 4 5 A B C				⑥ 逆歩 一致	
	☐ その他 ()	1 2 3 4 5 A B C				⑦ その他 ()	
	☐ 端部からの移動	1 2 3 4 5 A B C				⑧ 端部からの移動 一致	
	☐ 歩調の書換	1 2 3 4 5 A B C				⑨ 歩調の書換 一致	
人	☐ 端部への出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				⑩ 端部への出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 端部からの移動	1 2 3 4 5 A B C				⑪ 端部からの移動 異動と歩調の 一致	
	☐ 歩調の書換	1 2 3 4 5 A B C				⑫ 歩調の書換 異動と歩調の 一致	
	☐ 逆歩	1 2 3 4 5 A B C				⑬ 逆歩 一致	
	☐ 端部からの逆歩動作	1 2 3 4 5 A B C				⑭ 端部からの逆歩 異動と歩調の 一致	
	☐ その他 ()	1 2 3 4 5 A B C				⑮ その他 ()	
	☐ 端へ出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				⑯ 端へ出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 上方向への移動	1 2 3 4 5 A B C				⑰ 上方向への移動 一致	
	☐ 端へ移動・戻す	1 2 3 4 5 A B C				⑱ 端へ移動・戻す 移動の方向が 異なる	
	☐ 逆歩の書換	1 2 3 4 5 A B C				⑲ 逆歩の書換 一致	
外	☐ 端部への出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				⑳ 端部への出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 端部からの移動	1 2 3 4 5 A B C				㉑ 端部からの移動 異動と歩調の 一致	
	☐ 歩調の書換	1 2 3 4 5 A B C				㉒ 歩調の書換 異動と歩調の 一致	
	☐ 逆歩	1 2 3 4 5 A B C				㉓ 逆歩 一致	
	☐ 端部からの逆歩動作	1 2 3 4 5 A B C				㉔ 端部からの逆歩 異動と歩調の 一致	
	☐ その他 ()	1 2 3 4 5 A B C				㉕ その他 ()	
	☐ 端へ出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				㉖ 端へ出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 上方向への移動	1 2 3 4 5 A B C				㉗ 上方向への移動 一致	
	☐ 端へ移動・戻す	1 2 3 4 5 A B C				㉘ 端へ移動・戻す 移動の方向が 異なる	
	☐ 逆歩の書換	1 2 3 4 5 A B C				㉙ 逆歩の書換 一致	
外 出	☐ 端部への出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				㉚ 端部への出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 端部からの移動	1 2 3 4 5 A B C				㉛ 端部からの移動 異動と歩調の 一致	
	☐ 歩調の書換	1 2 3 4 5 A B C				㉜ 歩調の書換 異動と歩調の 一致	
	☐ 逆歩	1 2 3 4 5 A B C				㉝ 逆歩 一致	
	☐ 端部からの逆歩動作	1 2 3 4 5 A B C				㉞ 端部からの逆歩 異動と歩調の 一致	
	☐ その他 ()	1 2 3 4 5 A B C				㉟ その他 ()	
	☐ 端へ出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				㊱ 端へ出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 上方向への移動	1 2 3 4 5 A B C				㊲ 上方向への移動 一致	
	☐ 端へ移動・戻す	1 2 3 4 5 A B C				㊳ 端へ移動・戻す 移動の方向が 異なる	
	☐ 逆歩の書換	1 2 3 4 5 A B C				㊴ 逆歩の書換 一致	
外 出 者	☐ 端部への出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				㊵ 端部への出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 端部からの移動	1 2 3 4 5 A B C				㊶ 端部からの移動 異動と歩調の 一致	
	☐ 歩調の書換	1 2 3 4 5 A B C				㊷ 歩調の書換 異動と歩調の 一致	
	☐ 逆歩	1 2 3 4 5 A B C				㊸ 逆歩 一致	
	☐ 端部からの逆歩動作	1 2 3 4 5 A B C				㊹ 端部からの逆歩 異動と歩調の 一致	
	☐ その他 ()	1 2 3 4 5 A B C				㊺ その他 ()	
	☐ 端へ出入り (端へ移動しない)	1 2 3 4 5 A B C				㊻ 端へ出入り 移動の方向が 異なる	
	☐ 上方向への移動	1 2 3 4 5 A B C				㊼ 上方向への移動 一致	
	☐ 端へ移動・戻す	1 2 3 4 5 A B C				㊽ 端へ移動・戻す 移動の方向が 異なる	
	☐ 逆歩の書換	1 2 3 4 5 A B C				㊾ 逆歩の書換	

住宅改修の相談・依頼 介護支援専門員等が、利用者の身体状況や要望などの相談を受けます。



改修内容の整理・検討 利用者のADLをチェックし、住宅改修の必要性を検討します。
住宅改修が必要な理由が明らかになります。

※主治医やリハビリ専門職等の意見があれば反映させる必要があります。



「住宅改修が必要な理由書」の作成 介護保険の対象外の工事と同時に施工する場合は、介護保険対象分と
住宅改修事業者の選定と工事内容の検討 それ以外とを分けて、工事費内訳書等で算出方法を明示してください。
償還払いと受領委任払いのほかには、業者選定に制限はありません。



事前申請 認定申請中や入院中でも申請できます。事前申請の確認が済めば、着工できます。



工事の実施、現地確認、完了届提出 工事内容が事前申請と変わる場合には、市にご相談ください。
理由書作成者は、工事後に利用者宅を訪問し、動作確認をしてください。
認定申請中や入院中だった場合は、現地確認と完了届の提出は、認定が出て
モニタリング から、退院してからとなります。

住宅改修が必要な理由書の作成について

・改修する場所や位置は、利用者本人の身体状況、生活動線や動作パターンをよく考えて決定しましょう。

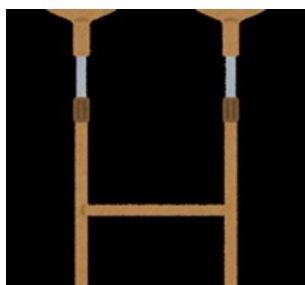
・改修した後で使いづらいことに気づくこともあります。できる限り本人立会いのうえで実際に位置を合わせることが大切です。

・利用者や家族の希望に沿うだけでなく、介護やリハビリテーション、住環境整備等に関する専門的な意見も提供し、利用者や家族に納得していただいた上で、効果的な住宅改修を行うことが大切です。

・なお、利用者と家族の希望も必ずしも一致するとは限りません。改修前の十分な調整が必要です。

・介護保険の住宅改修では小規模な工事しかできないとはいえ、それでも住宅の形状は変わります。

- ・改修後に状況が変化して不必要になってしまっても、通常は取り外すときにも費用がかかりますし、その費用は介護保険からは支給できません。
 - ・賃貸住宅で住宅改修を行う場合は、退去時の原状復帰を条件とされる場合があります。
 - ・福祉用具貸与の手すりやスロープは、床や壁に固定しないため安定度では住宅改修に劣ることもありますが、状況に合わせた着脱が容易という利点があります。
- 例えば、今後、室内でも車椅子を利用することが予測されるような場合は、手すりが邪魔になることもあり得ますので、慎重に検討することが大切です。



35

9.基本情報から住宅改修理由書・福祉用具の導入まで

- ・ P.32の「住宅改修が必要な理由書」をいきなり書こうとするのは、大変です。
- ・ 基本情報をP38からの「住居状況チェックシート」に書いてみましょう。
- ・ P.39左上の表から、利用者が該当する状態像を選びます。
- ・ P.41からの状態像別チェックシートで、福祉用具や住宅改修の検討をします。
- ・ P.39右側からの欄を使って、福祉用具や住宅改修の種類や場所を決めます。
- ・ 全部を埋める必要はありませんので、理由書の下書きとしてお使いください。

(参考)ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具

テクノエイド協会編 2021年中央法規

36

住居状況チェックシート

[illegible]

↓

レベル1～IVまでの各シートを参照してください
上記チェック項目からの状態像に当てはまりますか？

レベルⅠ 歩行に軽度の困難	生活自立(ランクJ)
何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する	
レベルⅡ 歩行に重度の困難	準寝たきり(ランクA)
屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たきり起きたりの生活をしている。	
レベルⅢ 座位・寝返り可能だが車いす利用	寝たきり(ランクB)
屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する	
レベルⅣ ほぼ全介助で車いす利用	寝たきり(ランクC)
1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない	

↓

住環境の問題
1.なし 2.あり

福祉用具・住宅改修の希望場所と内容(レベル別のシートをもとに記入)

浴室・脱衣室	
内 容	手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(特定福祉用具) すのこ 入浴台 浴槽内いす シャワーチェア シャワーキャリー 介助ベルト リフト 洗い場のかさ上げ、滑り防止 浴槽交換 その他
トイレ	
内 容	手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 開口幅の拡大・建具交換 数段段差の解消 据置式洋式便座 備高便座 和式便器を洋式便器へ交換 ポータブルトイレ(特定福祉用具) その他
玄関(内)	
内 容	手すり、踏み台(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 開口幅の拡大・建具交換 あがりかまち段差の解消 スロープ設置(福祉用具貸与) スロープ設置(住宅改修) その他

玄関等～屋外	
内 容	出入口部分段差の解消 スロープ設置(福祉用具貸与) スロープ設置(住宅改修) ステップ台(住宅改修) 段差解消機 手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 通路面の滑り防止 階段の滑り止めテープ・シート その他
居室・寝室	
内 容	出入口部分段差の解消 スロープ設置 敷居撤去、レール取り換え等 建具等交換、吊元の変更 手すり(住宅改修による取り付け) 手すり(レンタル) 移動用リフト その他
階段	
内 容	手すり(住宅改修による取り付け) 滑り止めテープ(住宅改修) その他
その他	

以下は住宅改修で使用

施工業者	
見積額 () 万円	
工事費の負担 1 家族・全額自費 2 被保険者本人 → 介護保険を使う場合、本人あての見積書、工事後の領収書が必要	
住宅の持ち主 1 被保険者本人 2 本人以外 → 承諾書が必要 共有の場合、本人以外の所有者の承諾書が必要	
介護保険住宅改修の残額	負担割合
() 円	() 割
介護保険以外の補助制度	
住宅改修により日常生活をどう変えたのか	
特記事項	

状態像別チェックシート レベルⅠ 歩行に軽度の困難がある

状態像別チェックシート		レベルⅠ
生活機能		レベルⅠ 歩行に軽度の困難
状態像	障害高齢者の日常生活自立度	生活自立(ランクJ) 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
支援の基本的な方針		・活動的な生活の維持 ・屋内外での転倒予防 ・膝、腰の負担軽減、痛みの発生を抑える ・身の回りの工夫
起居・移乗	課題	布団や床からの立ち上がり
	検討する福祉用具等	床置き式手すり
移動	課題	屋内歩行における転倒防止 外出の際の動作補助、転倒防止
	検討する福祉用具等	一本杖・歩行補助つえ、シルバーカー 階段の手すり 玄関ポーチの手すり、滑りにくい床材への変更
排泄	課題	軽度失禁への対応 夜間のトイレ移動の安全確保 和式便器の洋式化
	検討する福祉用具等	パンツタイプの紙おむつなど 階段の手すり(住宅改修) 集尿器 便器の交換(住宅改修)
入浴	課題	転倒防止 浴槽への出入り
	検討する福祉用具等	浴槽用手すり 出入口や壁への手すり取付(住宅改修) シャワーチェア、入浴台 浴槽内の滑り止めマット 滑り場の床材変更(住宅改修)

レベルⅠ「歩行に軽度の困難」歩行はできるが段差など一部の動作に不安
浴室・脱衣室
・浴槽の縁に手をついたり、遠くの壁や窓枠に手を伸ばして、ふらついたりしていませんか？
・浴室入口の段差を上り下りするときに、ドア枠や壁などを頼っていませんか？
・浴室の床や浴槽の底が滑りやすく、不安を感じてはいませんか？
トイレ
・和式トイレで、ひざや腰の負担を我慢していませんか？
・便座からの立ち上がりや、壁に手をついたり、紙巻器につかまったりしていませんか？
・夜間のトイレ移動で、ふらつくことはありませんか？
・くしゃみをしたときに、尿がもれるようなことはありませんか？
居室・寝室
・布団からの起き上がりや、床からの立ち上がりで、膝が痛むなど負担はありませんか？
・移動するとき、動線上に座布団や新聞紙など、つまづいたり、滑りやすいものが置かれていませんか？
階段
・階段昇降で膝や腰に痛みがあったり、つらいと感じていませんか？
・階段の壁に手をついたり、降りるときに後ろ向きになって床に手をついたりしていませんか？
・階段でふらついて転びそうになったことはありませんか？
廊下～居室などの入り口
・無意識に壁に頼り、壁に手あかがついているような箇所はありませんか？
・敷居の段差でつまづきそうになったことはありませんか？
・廊下が滑りやすくないですか？
・足元が暗いなど、夜間の歩行に危険はありませんか？
玄関(内側)
・上がりかまちの昇降は、靴の脱ぎ履きのときに、壁や靴箱に手をついていませんか？
・膝や腰に痛みを感じたり、手で膝を押すなど、脚の動きを助けるような動作をすることはありますか？
玄関～屋外
・段差や凸凹でつまづくところがなく、不安を感じてはいませんか？
・雨の日に、通路面が滑りやすくなり、転びそうになったことはありませんか？
・買い物などで外出がおっくうになったり、荷物が持てないことなどで、外出機会が減っていませんか？

41

状態像別チェックシート レベルⅡ 歩行に重度の困難がある

状態像別チェックシート		レベルⅡ
生活機能		レベルⅡ 歩行に重度の困難
状態像	障害高齢者の日常生活自立度	準寝たきり(ランクA) 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりなどの生活をしている。
支援の基本的な方針		・外出機会を減らさない支援 ・主体性を重視した生活環境を目指す ・「疲れやすい」「おっくうだ」を見逃さない支援 ・多様な参加に目を向ける
起居・移乗	課題	ベッドでの起き上がり、立ち上がり 布団や床からの起き上がり、立ち上がり
	検討する福祉用具等	特殊寝台、マットレス、サイドレール、ベッド用手すり 床置き式手すり 体位変換機(敷き布団併用タイプ) 昇降座椅子
移動	課題	安定した屋内の歩行 外出の際の動作補助、転倒防止 屋外歩行時の転倒防止
	検討する福祉用具等	歩行者・歩行車 手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付、踏み台 玄関ポーチの手すり、滑りにくい床材への変更 電動アシスト歩行器
排泄	課題	トイレまでの移動 便座での立ち座り動作
	検討する福祉用具等	歩行補助用具・着脱しやすい衣服の工夫 ポータブルトイレ・尿器 手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付、補助便座
入浴	課題	浴室入口の段差昇降 洗身の際の立ち座り 座便での浴槽または浴槽内での立ち座り
	検討する福祉用具等	手すり(住宅改修) 浴室内でのシャワーチェア、バスボード、移乗台 浴槽内いす

レベルⅡ「歩行に重度の困難」歩行や動作が安定せず、常に転倒が心配
浴室・脱衣室
・浴室入口の段差を上り下りするときに、ドア枠や壁などを頼っていませんか？
・浴槽には入れていますか？
・浴槽をまたぐときに、蛇口などにつかまったりしていませんか？
・浴槽の中で立ち上がれなくなったり、困ったことはありませんか？
・洗い場の低いイスでの立ち座りが大変だと感じていませんか？
トイレ
・移動や衣服の上げ下げに時間がかかり、間に合わないことはありませんか？
・和式なのに、無理に腰掛けたりはしていませんか？
・便座からの立ち上がりや、壁に手をついたり、紙巻器につかまったりしていませんか？
・夜間のトイレ移動で、危険を感じることはありませんか？
居室・寝室
・立ち上がらずに、はって移動することはありませんか？
・ベッドや布団からの起き上がりや立ち上がりで、手を借りることはありませんか？
・ベッド以外に、日中を過ごすような家に座っていられる場所がありますか？
階段
・階段で四つんばいになったり、お尻をついたりしていませんか？
・階段の昇降で介助されている、または介助することに負担を感じていませんか？
廊下～居室などの入り口
・ドアノブを手すりの代わりして体重をかけているため、ドアノブがぐらついていませんか？
・ドア開閉の時に、両手を使うために歩行者から手を放して歩くことはありませんか？
・歩行者で入っていけない、狭いところはありませんか？
・ドアや引き戸が重くて、自分で開けられない、無理をしたり開けたままにしているということはありませんか？
玄関(内側)
・たったままの上り下りが不安で、上がりかまちに腰を下ろしてはいませんか？
・上がりかまちからの立ち上がりでつまづくところがなく、無理な動作になっていませんか？
・段差の昇降のときに、介助者の手を借りることはありませんか？
玄関～屋外
・段差や凸凹で、植木など手近なものにつかまることがありませんか？
・段差や凸凹で、杖や歩行者などが使えず、介助の負担になっていませんか？
・歩き出しでもすぐに疲れてしまったり、移動途中で座りたいと思うことはありませんか？

42

状態像別チェックシート レベルⅢ 移動や排泄など行為の一部に介助が必要

状態像別チェックシート		レベルⅢ
状態像	生活機能	レベルⅢ 座位・寝返り可能だが車いす利用 寝たきり(ランクB)
	障害高齢者の日常生活自立度	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上ででの生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行く 2. 介助により車いすに移乗する
	支援の基本的な方針	・生活圏を縮めない環境づくり ・車いすが障害因子にならないように ・過大な介護負担を見逃さない ・意欲の向上を意識した関わり
起居・移乗	課題	ベッドでの寝返り、起き上がり ベッドからの立ち上がり、立位での移乗 立ち上がりの介助 立ち上がりから短距離の移動の介助 座位での移乗
	検討する福祉用具等	特殊寝台、マットレス、ベッド用手すり 介助用ベルト・ターンテーブル 車いす スタンディングリフト スライディングボード・スライディングシート
移動	課題	屋内の歩行移動 屋内での車いす移動 外出のための段差解消、移動の円滑化 屋外での移動支援
	検討する福祉用具等	手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付 車いす・車いす用クッション いす型段差昇降リフト スロープ(福祉用具貸与・住宅改修) ハンドル型電動車いす・簡易型電動車いす 車いす(自走用標準型・パワーアシスト型・介助用標準型)
排泄	課題	便座へのアプローチ 便座での立ち座り動作 トイレまでの移動が困難な場合の支援
	検討する福祉用具等	手すり(床置き式手すり)、住宅改修による手すり取付 段差解消・扉交換(住宅改修) 補助便座・昇降便座、スタンディングリフト ポータブルトイレ
入浴	課題	浴室までの移動 浴槽内での立ちあがり
	検討する福祉用具等	浴室内すのこ シャワーキャリー 扉の交換(住宅改修) 浴槽用昇降機

レベルⅢ「座位・寝返り可能だが、車いす利用」移動や、排泄など行為の一部に介助が必要	
浴室・脱衣室	
	・浴槽の出入りや浴槽の中での立ち上がりなどで、介助者が持ち上げたりしてはいませんか？ ・介助者や福祉用具のスペースがなくて困ってはいませんか？ ・家でお風呂に入りたいのに、あきらめてはいませんか？
トイレ	
	・衣服の上げ下げなどの介助の際にしっかりと立っていられず、転びそうになったことはありますか？ ・便座からの立ち上がりの介助が、大変ではありませんか？ ・扉の開閉に車いすや歩行器が干渉したり、便器に接近できないということはありませんか？ ・夜間のトイレ介助が負担で、介助者が睡眠不足になってはいませんか？
居室・寝室	
	・ベッドや車いす以外に、日中を過ごせるような案に座っていただける場所がありますか？ ・ベッドでの寝返りや起き上がりに苦労していませんか？ ・車いすなどへの移乗で、介助者が持ち上げてはいませんか？
階段	
	・どうしても階段を利用しなければならない住環境ですか？ ・階段を背負って昇り降りの介助をするなど、危険で過剰な負担になってはいませんか？
廊下～居室などの入り口	
	・ドアや引き戸が重くて、自分では開けられない、無理をしたり開けたままにしているということはありませんか？ ・車いすで数居の段差で立ち往生したり、介助の負担になっていませんか？ ・短い距離の移動では手すりを使う場合でも、途中で途切れるなどで危険な歩行をしていますか？
玄関(内側)	
	・段差の昇降で、介助者が抱え上げるなど、過剰な負担になってはいませんか？ ・玄関外に置いた車いすまでの移動で抱え上げるなど、無理な介助になっていませんか？
玄関～屋外	
	・段差や凸凹で、杖や歩行器などが使えず、介助の負担になっていませんか？ ・舗装されているものの、動線に対して左右方向に傾斜があり、歩行者や車いすが直進できずに困っていませんか？ ・お尻が痛くなるなどで、車いすに長く座っていられず、外出が嫌になっていませんか？

43

状態像別チェックシート レベルⅣ 移動などほぼすべての生活行為に介助が必要

状態像別チェックシート		レベルⅣ
状態像	生活機能	レベルⅣ ほぼ全介助で車いす利用 寝たきり(ランクC)
	障害高齢者の日常生活自立度	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをつつ 2. 自力では寝返りもつけない
	支援の基本的な方針	・廃用症候群の予防 ・移乗と移動の支援で、QOLの向上を図る ・介護負担の軽減 ・介護方法の統一
起居・移乗	課題	ベッドでの安楽な姿勢と拘縮の予防 臥位(仰向けなど、横になった姿勢)での移乗 床ずれの予防
	検討する福祉用具等	特殊寝台、マットレス、サイドレール 移乗用リフト本体・スリングシート(吊り具部分) エアマットレス・静止型床ずれ防止マットレス 体位変換器(パッドタイプ・クッションタイプ) 体位変換機能付きベッド・エアマット・スライディングシート
移動	課題	座位保持能力に対応する車いすの選定と調整 床ずれの予防 外出のための段差解消、移動の円滑化
	検討する福祉用具等	車いす(姿勢変換機能付き) クッション・車いすの除圧操作 スロープ(福祉用具貸与・住宅改修) テーブル型段差解消用リフト ベッドでの排泄
排泄	課題	
	検討する福祉用具等	紙おむつ・尿器・差し込み式便器 自動排泄処理装置
入浴	課題	自宅浴室での入浴
	検討する福祉用具等	浴室用リフト・吊り具

レベルⅣ「ほぼ全介助で車いす利用」移動などほぼすべての生活行為に介助が必要	
浴室・脱衣室	
	・浴室への移動や浴槽への出入りで、複数の介助者で持ち上げる介助をしていませんか？ ・介助者や福祉用具のスペースがなくて困ってはいませんか？ ・家でお風呂に入りたいのに、あきらめてはいませんか？
トイレ	
	・尿意・便意は確認できますか？ ・車いすですでに便座に接近できず、抱え上げるような介助をしていませんか？ ・トイレに十分な広さがなく、無理な姿勢での介助になってはいませんか？ ・紙おむつから尿が漏れて困っていませんか？
居室・寝室	
	・ベッドから車いすやポータブルトイレへの移乗で、持ち上げるなど、介助者の過剰な負担になってはいませんか？ ・寝返りができないなど、床ずれの心配はありませんか？ ・ベッドで背中をあげると、姿勢が崩れてしまうことはありませんか？
階段	
	・階段を利用できるレベルではありません。どうしても階段を利用しなければならない住環境ですか？
廊下～居室・寝室の入り口	
	・車いすで曲がれない廊下や、入っていけない狭いところはありますか？ ・車いすが引っかかってしまい、ドアの開閉ができないという場所はありますか？ ・車いすで数居の段差を乗り越えることが、介助の負担になっていませんか？
玄関(内側)	
	・段差の昇降で、介助者が抱え上げるなど、過剰な負担になってはいませんか？ ・段差や玄関ドアの幅が狭いなど、車いすの移動に支障はありませんか？ ・気軽な外出をあきらめてはいませんか？
玄関～屋外	
	・舗装されていない路面で、介助者が無理に車いすを押すなど、過剰な負担や転倒などの危険はありませんか？ ・段差などで車いすが利用できず、無理に持ち上げて移動したりしていませんか？

44

10.介護保険以外の住宅改修制度

高齢者自立支援住宅改修(住宅設備改修)

・65歳以上で介護認定を受けている方は、介護保険の住宅改修とは別に、住宅設備改修の給付を受けることができます。また、併用することもできます。

・ご本人の身体状況から見て、日常生活の動作に困難があり、明らかに設備の改善が認められる場合に限られます。

対象工事

①浴槽交換

(支給限度基準額:379,000円)

浴槽の高さ・深さが改善される場合に限られます。ユニットバスからユニットバスへの交換は、対象にならない場合が多いです。

②流し・洗面台の取り換え

(支給限度基準額:156,000円)

車いすや、いすに座ったまま使えるタイプのもの。洗面台の鏡や収納棚は対象外です。

③便器の洋式化

(支給限度基準額:106,000円)

介護保険住宅改修の残額がない場合に限られます。

45

介護保険課以外の課が担当する住宅改修制度

・ まちなみ整備部住宅政策課

「居住環境整備補助金」のバリアフリー化改修工事

65歳以上の方のいる世帯が対象

・ 福祉部障害者福祉課

「日常生活用具給付」の小規模改修・中規模改修

65歳未満の方が対象

障害の種別や程度による要件があります。

詳細は、各担当課へお問い合わせください。

46

11.資料の紹介

(1)ケアマネジメントについて

八王子市ケアマネジャーガイドライン 2021改訂版

八王子市ケアプラン自己点検支援マニュアル 27改訂版 介護保険課で配布しています

(2)福祉用具についての情報

公益財団法人 テクノエイド協会ホームページ <http://www.techno-ids.or.jp/>

(「福祉用具ヒヤリ・ハット情報」や福祉用具・住宅改修の資料が掲載されています。ぜひご覧ください。)

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ <http://www.zfssk.com/>

(住宅改修制度の解説もあります)

国際福祉機器展ホームページ 福祉機器 選び方・使い方 <https://hcr.or.jp/useful/howto>

(「福祉機器 選び方・使い方 テキスト」が公開されています)

(3)住宅改修について

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の手引き(平成30年8月)

介護保険・高齢者自立支援住宅改修の事例集(平成31年4月) 介護保険課で配布しています

国土交通省 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/koureishahou-kokuji1301.htm>

建築資材メーカーのカタログやホームページでは、この指針をわかりやすく、図や写真も使って解説しています。

介護支援専門員 新任研修

生活保護制度と介護保険制度

八王子市福祉部
生活福祉総務課 医療・介護担当

生活保護制度とは

【生活保護法第1条】

日本国憲法第25条に規定する理念に基き、
国が生活に困窮するすべての国民に対し、

- その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、
- その最低限度の生活を保障するとともに、
- その自立を助長することを目的とする。

生活保護の利用要件

【生活保護法第4条、第10条】

- 保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

また、扶養義務者の扶養などは、すべて生活保護法による保護に優先して行なわれる。（補足性の原理）

- 保護は、世帯を単位として行う。（世帯単位の原則）

生活保護の利用要件

能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働くこと。

資産の活用

預貯金、生活に利用されていない土地・家屋等があれば売却等をし、生活費に充てること。

他の法律や制度（他法他施策）の活用

年金や手当など、他の法律や制度による給付を受けることができる場合は、まずはそれらを活用すること。

扶養義務者の扶養

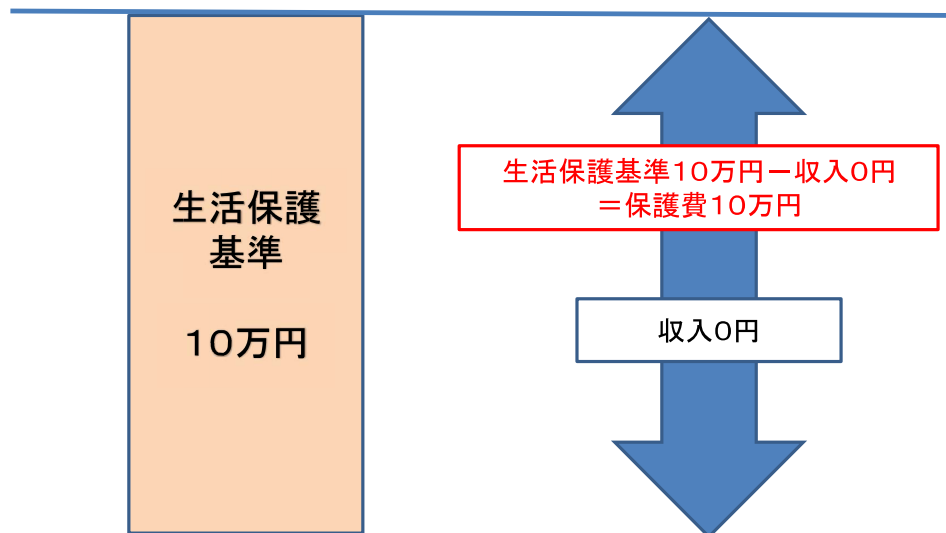
親族等から援助を受けることができる場合は、援助を受けること。

生活保護費に含まれるもの

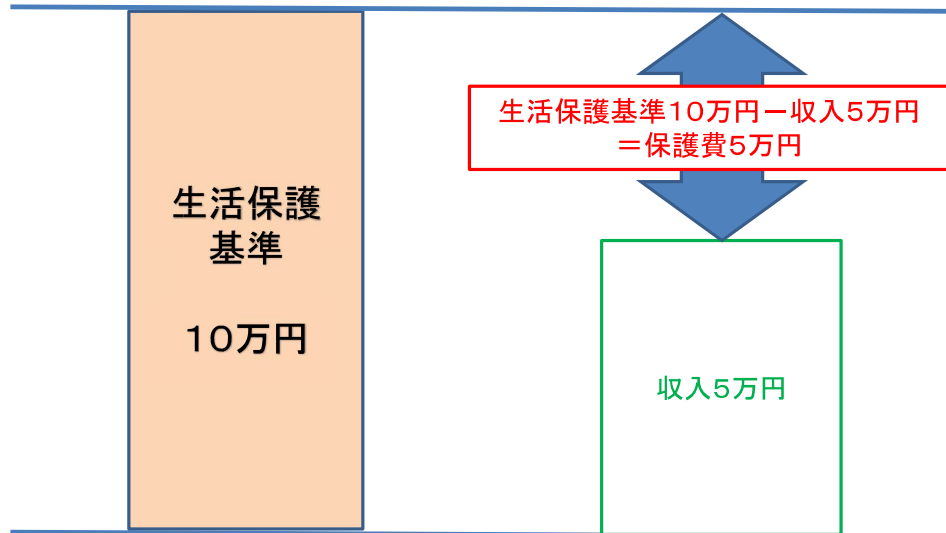
生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	(1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用 (3)特定の世帯への加算(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で金銭給付
義務教育を受けるために必要な 学用品費	教育扶助	定められた範囲内で金銭給付
医療サービスの費用	医療扶助	定められた範囲内で 現物給付
介護サービスの費用	介護扶助	定められた範囲内で 現物給付
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で金銭給付
就労に必要な技能の修得等にか かる費用	生業扶助	定められた範囲内で金銭給付
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で金銭給付

金銭給付

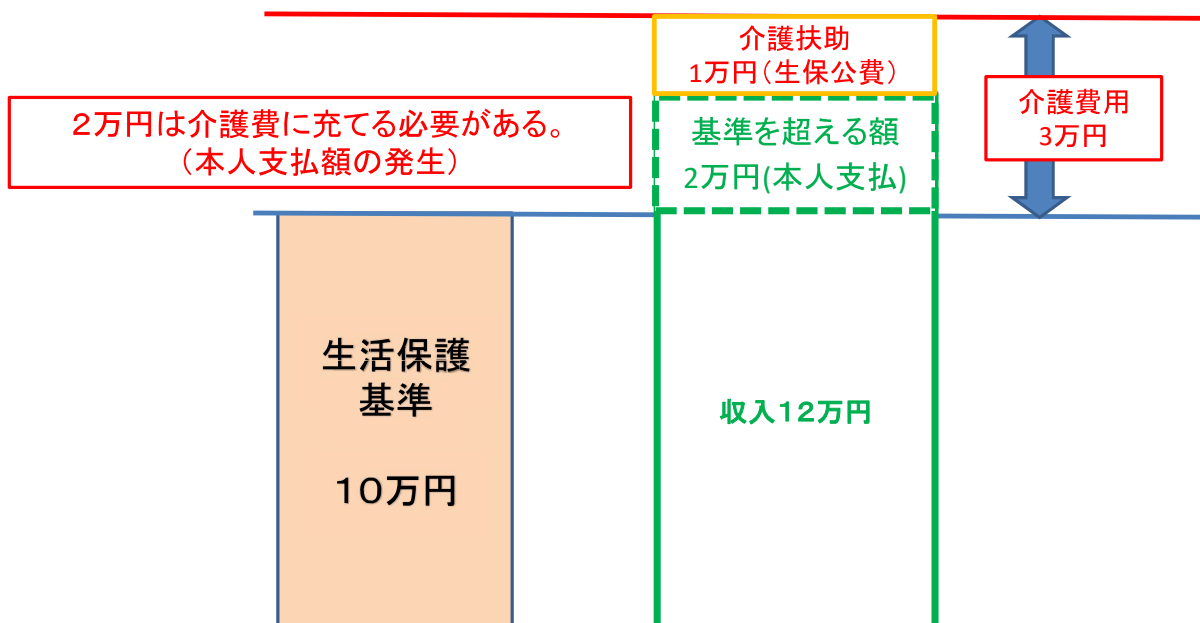
生活保護費の計算方法①



生活保護費の計算方法②



生活保護費の計算方法③



介護保険と介護扶助

第1号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する65歳以上の方
費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

第2号被保険者

対 象 : 八王子市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者で
特定疾病に該当する方
費用負担: 介護保険9割、介護扶助1割

介護保険の被保険者以外の者 (通称: みなし2号) 被保険者番号がHから始まる

対 象 : 40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で特定疾病に該当する生活保護利用者
住民票のない65歳以上の生活保護利用者
費用負担: 介護扶助10割

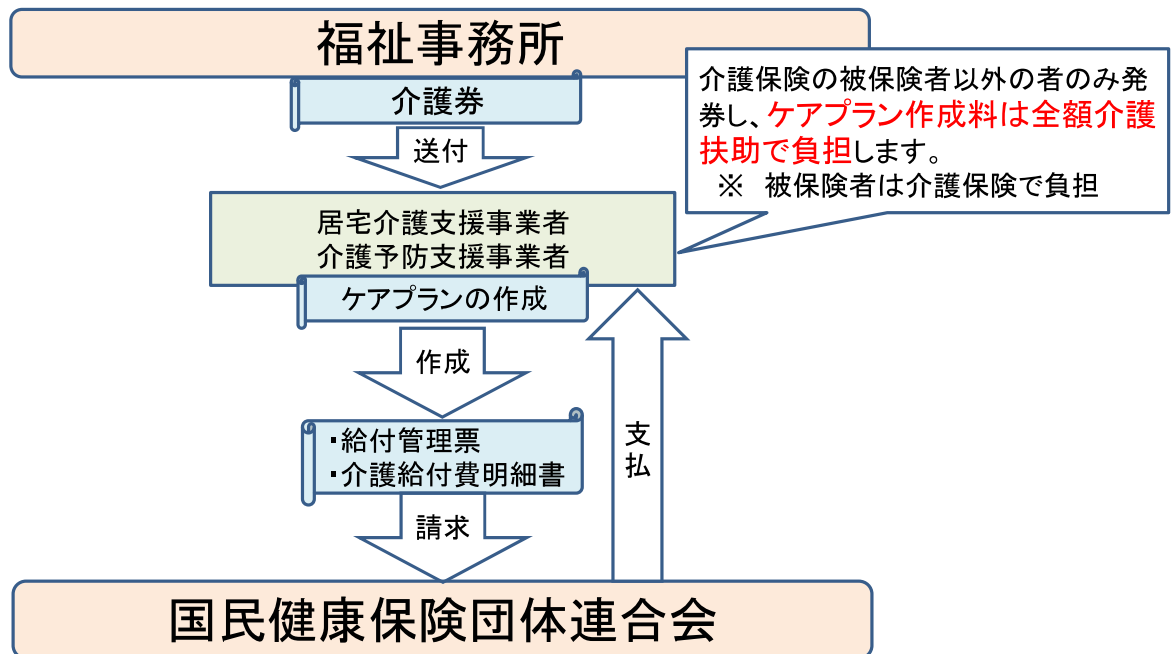
介護扶助の利用方法について

生活保護利用者の介護サービス利用開始にあたり、
ケアマネジャーは

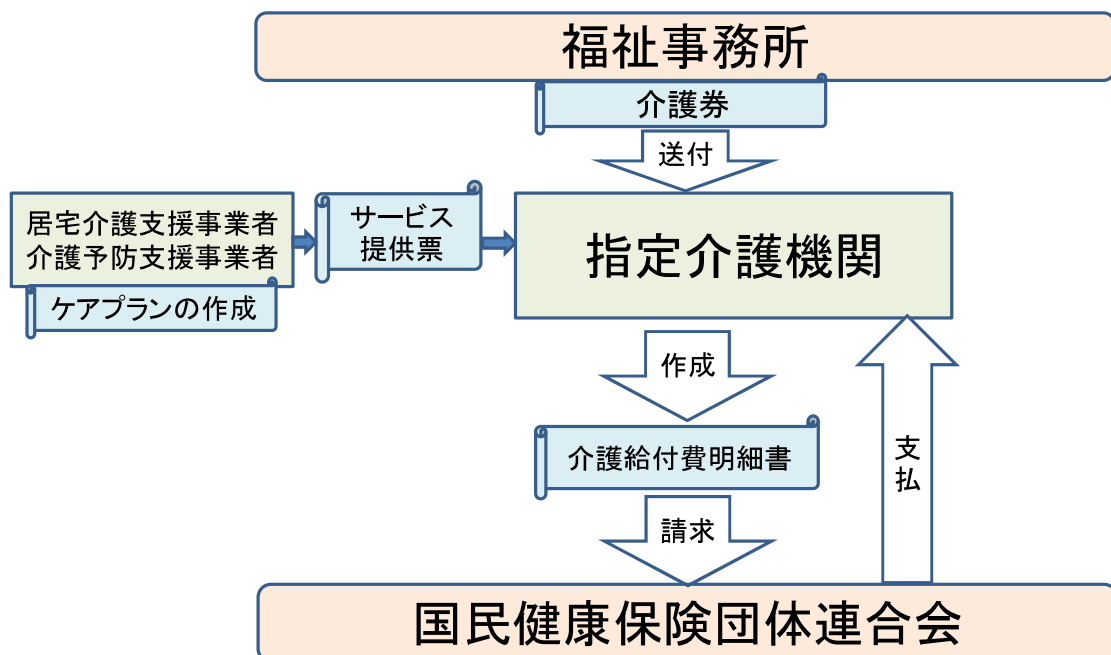
- ① 居宅サービス計画書(予防の場合は介護予防プラン)の写し
(認定の更新やサービス変更の都度)
- ② サービス利用票・別表の写し(毎月)
- ③ 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(みなし2号のみ)

を福祉事務所(担当ケースワーカー)に提出してください。

介護扶助の請求と支払いについて



介護扶助の請求と支払いについて



介護券について

【八王子市福祉事務所からの介護券の発送】

原則、当月分をその月の**20日ごろ**に発送します。

※居宅療養管理指導について

ケアプランに基づき介護券を発行するため、居宅療養管理指導についても**必ず居宅サービス計画書等に記載**をお願いします。

※本人支払額について

負担金が発生している場合には、介護券の「本人支払額」欄に金額が記載されますので、その金額どおり本人から徴収してください。

留意事項

ケアプラン

介護扶助においては、自己作成によるセルフプランの作成は認められません。
みなし2号については、ケアプランの作成に関し、居宅介護支援事業所が生活保護法の指定介護機関である必要があります。

区分支給限度基準額を超える介護サービス

区分支給限度基準額を超える介護サービスは、介護扶助の対象とならず、全額自己負担となることから、利用できません。

みなし2号の自立支援給付活用について

みなし2号の場合、補足性の原理により、障害者総合支援法による自立支援給付が介護扶助に優先します。
身体障害者手帳等を所持している場合は、障害サービスを利用できるか確認をお願いします。

生活保護利用者の施術について

生活保護利用者があん摩・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復の給付を希望する場合には、給付基準を満たしているか確認したうえで福祉事務所が指定施術機関を選定しますので、必ず事前に福祉事務所(担当ケースワーカー)へ相談してください。

～みなし2号についての問合せ～

- ・ **福祉部生活福祉総務課医療・介護担当**までお願いします。
(八王子市役所本庁舎地下1階)
- ・ 生活保護利用者と、介護保険1号被保険者・2号被保険者に該当している方についてのお問い合わせは、**福祉部介護保険課**(八王子市役所本庁舎1階)までお願いします。

15

指定介護機関のしおり

八王子市のホームページにて公開していますのでご参照ください。

八王子市トップページ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>生活にお困りの方のために
>生活保護>指定介護機関(生活保護法・中国残留邦人等支援法)>指定介護機関のしおり

【URL】 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/007/003/p003918.html>

八王子市ケアマネジャーガイドライン

八王子市福祉部 介護保険課発行

第6章 生活保護(介護扶助) をご参照ください。

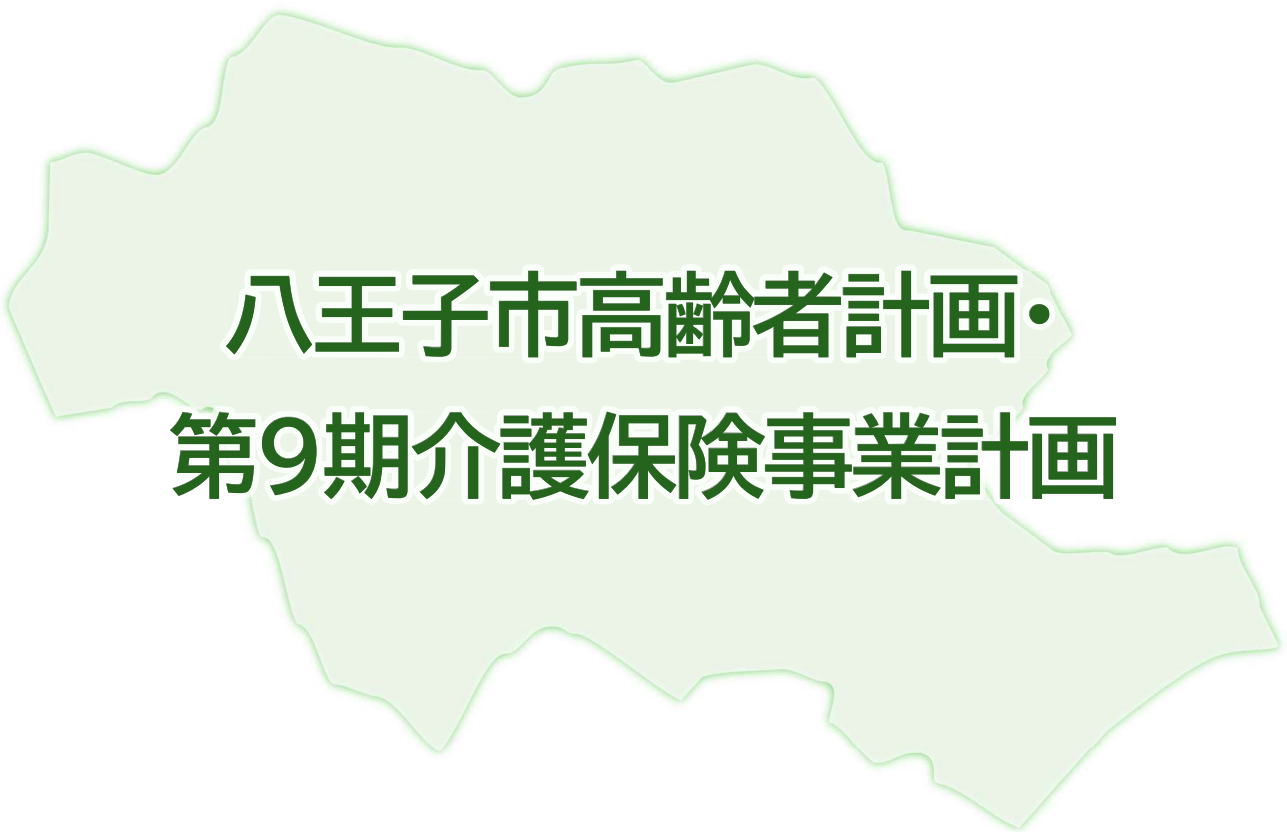
介護扶助に関する連絡先

八王子市役所 福祉部

生活福祉総務課 医療・介護担当

電話 介護券の発行に関する事 042-620-7370
介護扶助に関する事 042-620-7476

FAX 042-627-5956

A light green map of Hachioji City is centered on the page. The title text is overlaid on the map.

八王子市高齢者計画・ 第9期介護保険事業計画

本研修の構成

- 1 計画の概要
- 2 計画策定の前提～ データから見る高齢化の現状～
- 3 計画の基本的な考え方

計画の概要

策定年月・計画期間

八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画

【策定主体】

八王子市

【策定年月】

令和6年(2026年)3月

【計画期間】

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

本計画の位置づけ①

【法律上の位置づけ】

法律上の下記の3計画を一体的に作成

◎市町村介護保険事業計画(介護保険法第117条)

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

◎市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)

老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画

◎市町村認知症施策推進計画

(共生社会の実現を推進するための認知症基本法第117条)

本計画の位置づけ②

【八王子市の分野別計画としての位置づけ】

『八王子未来デザイン2040』における都市像2「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の実現に向けて策定した高齢者福祉・介護保険事業に関する分野別計画

＜参考＞

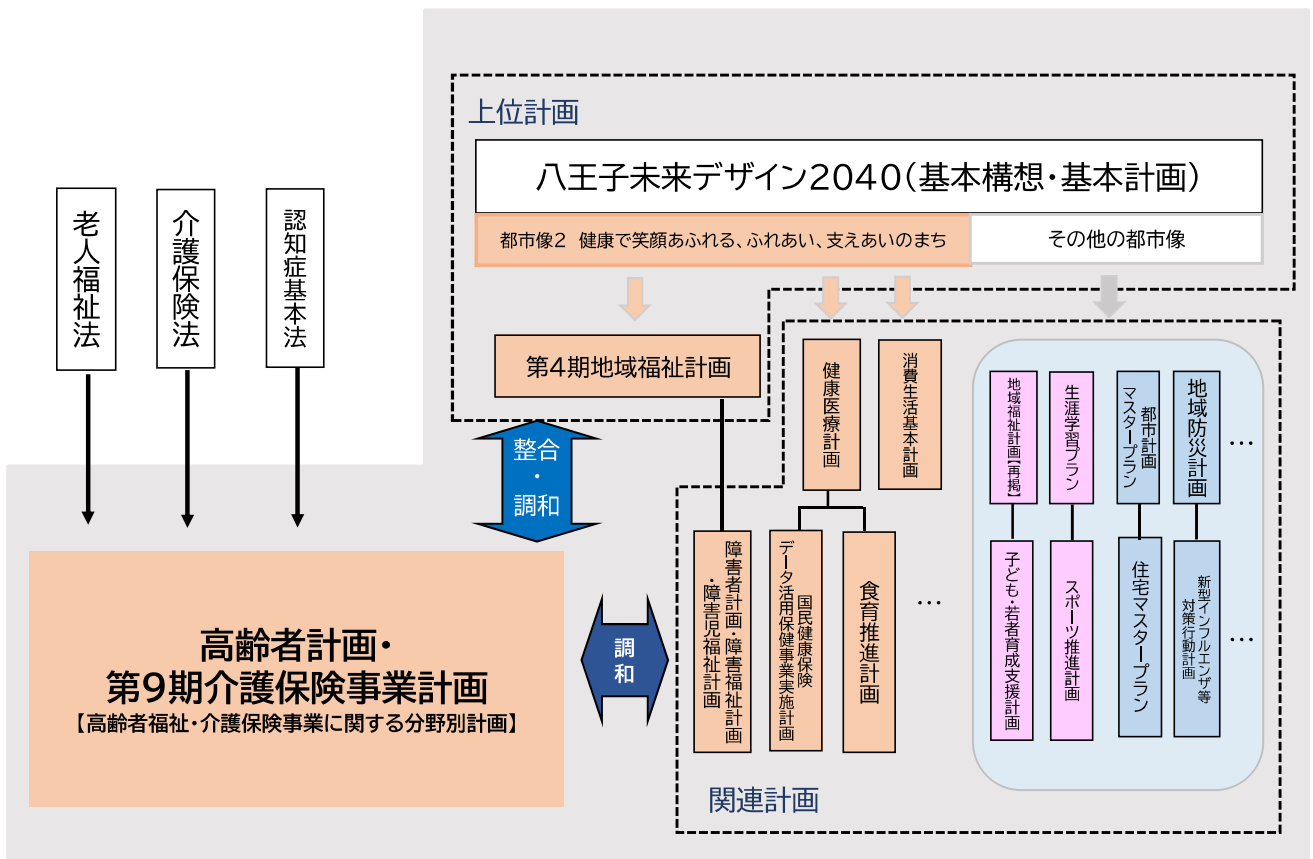
『八王子未来デザイン2040』

八王子市がどのような姿を目指して、何を行っていくのかをまとめた本市の最上位計画



八王子未来デザイン
2040
HACHIOJI
FUTURE
DESIGN
八王子市基本構想・基本計画

本計画の位置づけ③



計画の策定過程

八王子市高齡者計画・介護保険事業計画策定部会

- ・ 17名の委員
 - 学識経験者、福祉保健医療関係者、
 - 介護保険サービス事業者、地域関係者、公募市民
- ・ 計7回の審議
- ・ ワークショップ形式を取り入れて、各施策ごとに議論



計画策定部会ワークショップの様子

計画策定の前提

～ データから見る高齢化の現状～

八王子市の基本情報

面積：186.38km²（奥多摩町に次いで都内2位）

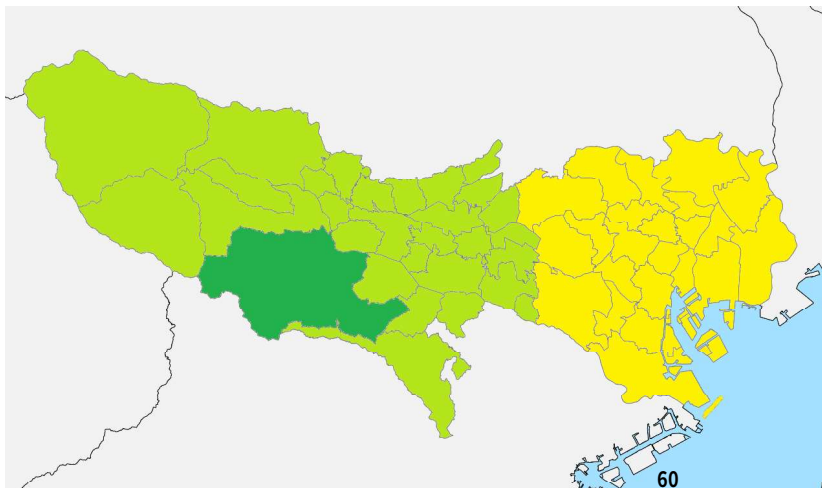
人口：約58万人（都内唯一の中核市）

中核市制度：社会的実態としての規模、能力が比較的大きな市について、事務権限を強化する制度。

中核市になるには、人口20万人以上の要件を満たした上で、政令による指定が必要。

※事業所の指定等にかかる都道府県の権限の一部が委譲

※社会福祉審議会の設置義務



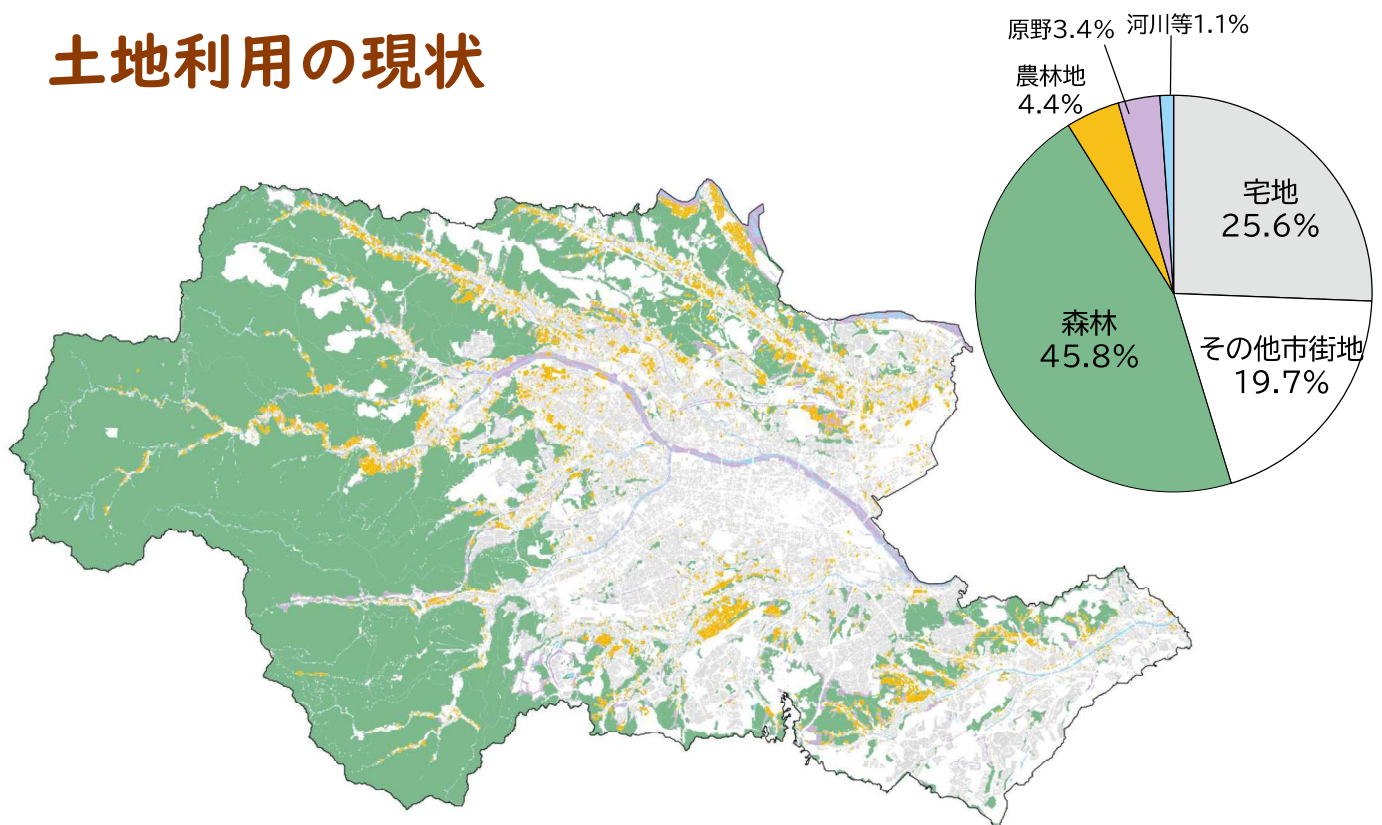
八王子市の基本情報

合併による市域の広がり



八王子市の基本情報

土地利用の現状



21の日常生活圏域

日常生活圏域

- * 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
- * 八王子市では、市内を21の日常生活圏域にわけ、圏域ごとに、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）を設置



13

転換期を迎える本市の人口構造

八王子市の総人口・高齢者数・高齢化率

※住民基本台帳ベース

総人口 560,913人

65歳以上人口 155,554人

高齢化率 27.7%

(65歳以上人口/総人口)

<参考>

日本の高齢化率 29.1%

東京都の高齢化率 23.5%

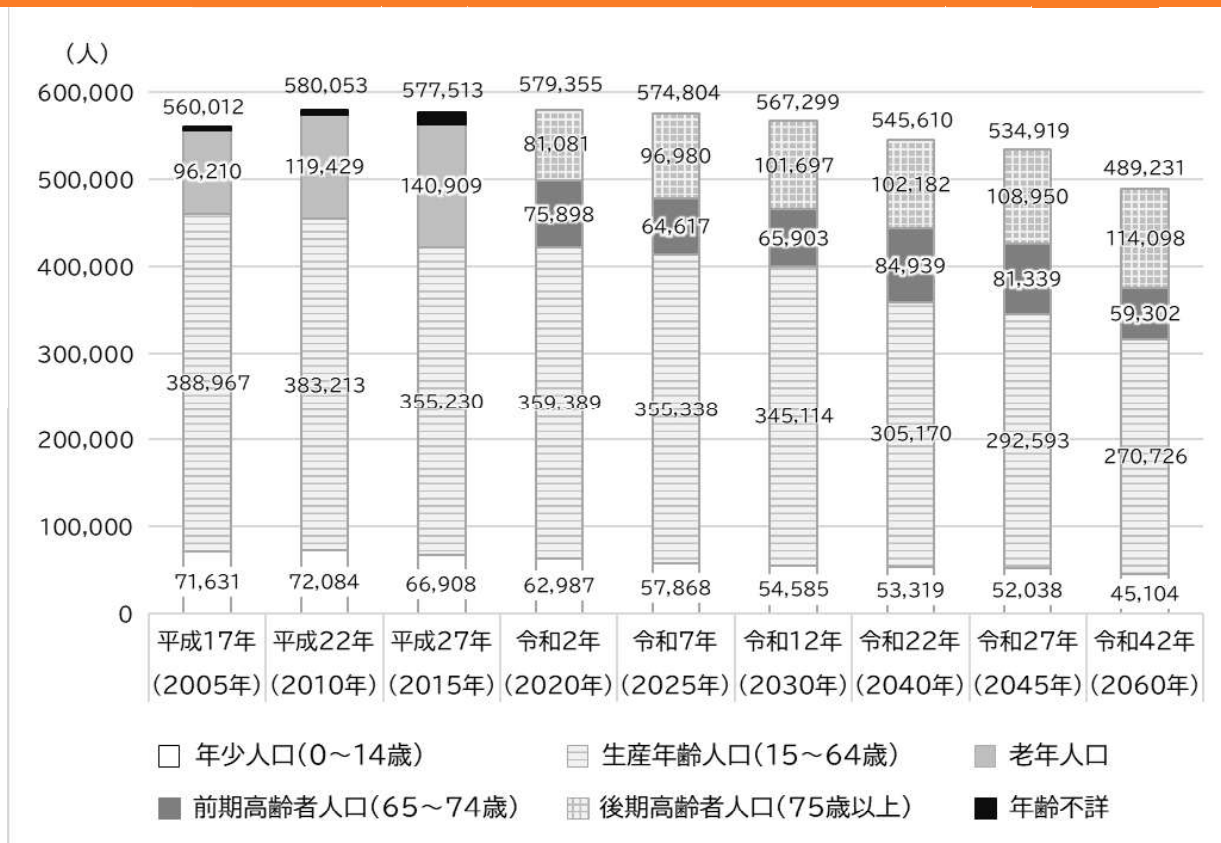
※八王子市・国・都、いずれも令和5年(2023年)9月時点

転換期を迎える本市の人口構造

人口 圏域		現状値			推計値			推計値		
		令和5年(2023年)			令和12年(2030年)			令和22年(2040年)		
		圏域内 総人口	圏域内 65歳以上人口	高齢化率 (%)	圏域内 総人口	圏域内 65歳以上人口	高齢化率 (%)	圏域内 総人口	圏域内 65歳以上人口	高齢化率 (%)
中央	旭町	28,128	5,918	21.0%	29,557	6,209	21.0%	33,035	6,821	20.6%
	追分	15,049	4,021	26.7%	14,727	3,932	26.7%	14,869	3,906	26.3%
	大横	15,813	3,999	25.3%	17,387	4,283	24.6%	20,732	4,847	23.4%
	大和田	17,721	4,372	24.7%	17,599	4,770	27.1%	18,146	5,541	30.5%
	子安	26,867	6,623	24.7%	26,839	6,844	25.5%	27,904	7,359	26.4%
	中野	24,739	7,690	31.1%	23,684	7,373	31.1%	23,174	7,122	30.7%
北部	石川	32,612	8,746	26.8%	31,264	9,318	29.8%	30,650	10,464	34.1%
	左入	13,478	4,121	30.6%	12,742	3,921	30.8%	12,246	3,746	30.6%
西南部	高尾	26,842	7,850	29.2%	25,536	7,958	31.2%	24,761	8,326	33.6%
	寺田	28,020	8,521	30.4%	26,443	8,803	33.3%	25,348	9,461	37.3%
	長房	18,280	6,515	35.6%	17,312	6,336	36.6%	16,679	6,246	37.4%
	めじろ台	24,859	7,905	31.8%	24,770	7,810	31.5%	25,662	7,875	30.7%
西部	恩方	15,727	5,880	37.4%	14,137	5,674	40.1%	12,641	5,532	43.8%
	川口	28,747	9,148	31.8%	27,805	8,909	32.0%	27,607	8,799	31.9%
	元八王子	23,134	7,560	32.7%	21,984	7,490	34.1%	21,283	7,583	35.6%
	もとはち南	27,158	8,978	33.1%	26,049	9,224	35.4%	25,556	9,834	38.5%
東南部	片倉	45,162	9,100	20.1%	45,412	10,034	22.1%	47,660	11,836	24.8%
	長沼	37,129	11,652	31.4%	35,319	11,256	31.9%	34,243	10,990	32.1%
東部	堀之内	36,264	7,791	21.5%	36,161	9,230	25.5%	37,501	12,062	32.2%
	南大沢	54,280	13,473	24.8%	52,425	17,818	34.0%	51,944	27,250	52.5%
	由木東	20,904	5,691	27.2%	23,026	5,977	26.0%	27,527	6,577	23.9%
合計		560,913	155,554	27.7%	550,180	163,170	29.7%	529,145	182,175	34.4%

15

転換期を迎える本市の人口構造



転換期を迎える本市の人口構造

■転換期① 2025年 ～後期高齢者人口が増加～

“団塊の世代”が75歳以上となり、
介護サービス需要の急増が見込まれる。

■転換期② 2045年 ～老年人口のピークから人口急減へ～

“団塊ジュニア世代”が65歳以上となり、
老年人口のピークを迎える見込み。

生産年齢人口が年々減少する中、
この2つの転換期を乗り越え、
介護サービスの提供体制をいかに維持するかが課題

17

転換期を迎える本市の人口構造

■一人暮らし高齢者数の増加

	現状値	推計値	推計値	推計値
	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和32年度 (2050年度)
一人暮らし 後期高齢者数	9,786	12,501	12,506	14,527

※現状値は八王子市社会福祉協議会による調査結果。

※推計値は八王子市人口ビジョンにおける75歳以上単独世帯の数をもとに算出

■認知症高齢者数の増加

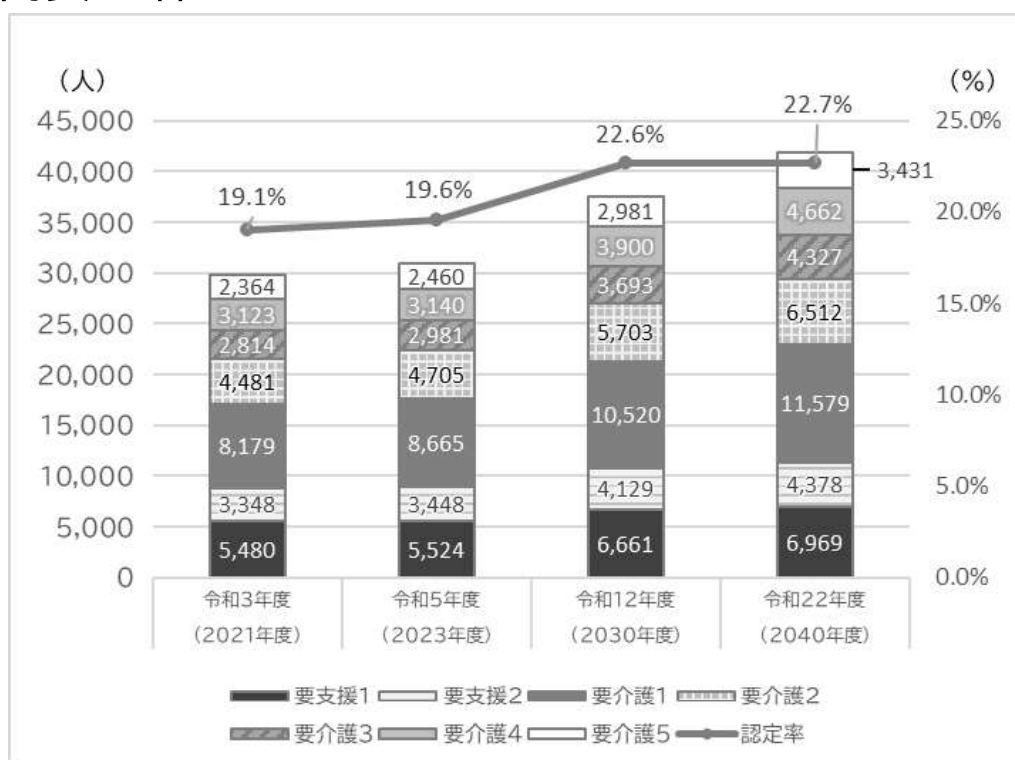
		現状値	推計値	推計値	推計値
	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和42年度 (2060年度)
認知症高齢者数	14,445	15,199	17,115	20,278	28,468

資料：福祉部介護保険課（各年度9月末時点）

※認知症高齢者…要支援認定・要介護認定を受けた第1号被保険者のうち、日常生活自立度Ⅱa以上の方

転換期を迎える本市の人口構造

■介護需要の増加



資料：八王子市福祉部介護保険課（令和5年12月時点推計）

19

転換期を迎える本市の人口構造

■介護人材の不足

令和4年（2022年）時点の事業所種別ごとの従業員数を基に、

- 需要：計画のサービス需要見込みに沿って変動
- 供給：採用・離職数がそれぞれ生産年齢人口に比例して変動と仮定して推計すると…。

	〔単位：人〕		
	2022	2030	2040
需要	6,695	9,856	11,162
供給	6,695	8,239	9,162
ギャップ	0	1,617	2,001

計画の基本的な考え方

計画の策定の方針

◎ビジョンに基づくゴール共有

- ・「このままだとどうなるか」「どんな未来をつくりたいか」を示す。
- ・市民や様々な専門職が、ともにめざす未来を目指す想いを共有。

◎ロジックに基づくルート設定

- ・「どうやってビジョンを実現するか」「うまくいっているかをどう測るか」をみんながイメージできるように「ロジックモデル」を描く。

◎エビデンスに基づく進捗管理

- ・「予定通りやる」ことが目的ではないので、
「狙った効果が出ているか」をデータを見ながら確認。

例：計画どおりイベントを開催したけど、本当に高齢者の社会参加率が上がったかな？

計画の基本理念

誰もが**安心**と**希望**をもって歳を重ねられる、**未来**につながるまち

基本理念の実現に向けた施策の柱

柱①「安心」	出逢い、つながり、支えあう地域づくり
●	誰もが、認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた地域で自分らしく暮らしている。
柱②「希望」	やりたいこと、なりたい自分をあきらめない環境づくり
●	高齢者が一人ひとりに合った交流・活躍の場に参加し、社会と緩やかにつながりながら介護・フレイル予防につながる活動に取り組んでいる。
●	リエイブルメントや要介護状態等の改善・重度化防止が効果的に行われている。
柱③「未来」	世代を超えて信頼できる制度づくり
●	必要なサービスを将来にわたって安定的に提供できる体制が整っている。
●	世代を超えて納得できる負担と給付の関係が保たれている。

23

全体ロジックモデル

P●●



- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 高齢者あんしん相談センターの機能強化・負担軽減及び関係者の連携強化 | 地域包括ケアの拠点として十分に力を発揮できるよう、体制の整備や、他の支援機関・医療関係者との連携に向けた検討をすすめます。 |
| ② 必要とする人に支援が届く体制とつながりの強化 | 相談窓口や支援制度を確実に知っていただくために、行政の発信力強化や地域の「見守り力」強化など、総合的な取組をすすめていきます。 |
| ③ 高齢者自身が主役の介護予防と活躍促進 | 誰もが地域の中で生きがいと役割をもてるように、自立支援の取組や健康習慣づくり、活躍の場の創出・マッチングを推進します。 |
| ④ 総合的な介護人材対策 | 人材獲得と生産性向上を両輪にしつつ、介護予防や認定・給付の適正化を含めた総合的な取組をすすめます。 |
| ⑤ 「老い」に備える文化づくり | 元気なうちから介護予防を意識することに加え、住まいや財産の管理・処分、望む最期などについて話し合う文化を醸成していきます。 |
| ⑥ 認知症の人とその家族の想いを中心に置いた、認知症と共に生きる社会づくり | 認知症に関する正しい理解を深めるとともに、本人発信や社会参加の機会を充実させ、また家族にも寄り添った支援を行います。 |
| ⑦ データ活用やDX、産官連携による、持続可能で実効性のある事業展開 | 限られた人員・予算で多くの方の暮らしや健康を支えていくため、データやデジタル技術、民間の力を積極的に活用します。 |
| ⑧ 行政と現場が一体となった「介護DX」の推進 | 介護現場の業務や行政手続きのDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進するプロジェクトチームを設置します。 |

皆さまへの期待 ～ 2つの重要キーワード ～

つながる

複雑化する課題に対して、さまざまなつながりを活かした支援が必要

- ・ 住まいの確保(計画P●●など)
- ・ 終活、ACP
- ・ 家族の課題や虐待(かも)事例の発見と共有
- ・ 民間企業、地域団体、事業所などによる保険外サービスの活用
- ・ 要支援でも、要介護でも、認知症でも…。 地域の中で役割と居場所を

リエイブルメント

「元の暮らし・望む暮らし」は取り戻せる！

- ・ C型サービスだけがリエイブルメントではありません。
- ・ 本人の「本当の望み」とは？
- ・ どうやったら自信を取り戻してもらえるか

在宅生活を支える高齢者福祉

～介護保険を除く八王子市の高齢者施策～

八王子市福祉部高齢者福祉課

相談担当

R6.5.24発行



この資料は、ケアマネジャーがケアプランに基づいたサービスを行うための社会資源のひとつである介護保険以外のサービス(図の一番左)についての説明資料です。

利用者のニーズに合わせてご活用ください。

【内容は介護なび・はちおうじ(2023年10月版)P.52-53に対応しています】

在宅生活を支える高齢者福祉 ～介護保険を除く八王子市の高齢者施策～

サービスの種類	内 容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
3 高齢者 福祉電話	緊急時にあらかじめ登録してある親族等にボタン1つで通報できるシルバーホンの設置をします。 あわせて希望者には、月に1回の相談員による電話訪問をします。 	全ての要件に該当する方 ①市内在住で65歳以上の方のみの世帯 ②電話の応答が可能な方 ③心身の状況等で閉じこもりがちな方 ※電話回線がNTTの方のみ 	無料 ※停電時に作動する電池パックを希望する場合は、別途費用がかかります。	【申請窓口】 各高齢者あんしん相談センター 【問い合わせ】 高齢者福祉課(相談担当) ☎042-620-7420 各高齢者あんしん相談センター	・固定電話に機器をつなぎ、機器のボタンを押すことで事前に登録してある連絡先につながり、ハンズフリーで電話が可能です。 ・家の中で持ち運びできるペンダントも付属します。電話機から離れた場所でもペンダントを押すことで発信ができます。ただし、ペンダントでできるのは、発信のみです。通話は福祉電話本体でしかできません。 ・毎月の利用料や最初の設置費用(1台分)は市で負担します。例外として停電時に電源を確保する電池パックを購入する場合や転居をして再設置をする場合は利用者負担です。 【こんなときは市に連絡を】 ・利用者が施設入所や逝去されたとき ・長期入院で電話訪問を休止したいとき ・電話訪問を止めたいとき
4 高齢者 救急通報 システム	家庭内で病気などにより緊急事態になった時、ボタン・ペンダントを押すことで、受信センターを通して東京消防庁に通報され、駆け付け員により速やかに救助のための支援を行います。また、月1回の電話訪問と健康相談ができます。 	市内在住で65歳以上の方のみの世帯で心疾患、脳疾患、呼吸器疾患等の急性のある身体上の慢性疾患により、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方 	484円/月 (税込)市民税非課税の方は免除	【申請窓口】 各高齢者あんしん相談センター 【問い合わせ】 高齢者福祉課(相談担当) ☎042-620-7420 各高齢者あんしん相談センター	・ボタン一つでコールセンターにつながり、救急車の要請や健康相談ができる機器を貸与します。 ・固定電話に機器をつなぎ、機器についているボタンを押すことで看護師等が24時間常駐するコールセンターにつながり、ハンズフリーの会話が可能です。固定電話がない方には無線タイプの設置が可能です。 ・コールセンターから救急要請が可能で、同時に駆け付け員が現場に向かいます。救急車の要請は直接ではなくコールセンターを通してとなります。付属のペンダントで離れたところからの発信もできます。通話は救急通報機本体からしかできません。 ・対象となる病気については、再発の恐れがあるもの、いつ発作が起きて命の危険があるかわからない状態が該当します。がんや糖尿病といった病気は対象となりません。 【こんなときは市に連絡を】 ・利用者が施設入所や逝去されたとき ・電話訪問を休止したいとき(電話訪問をやめることはできませんが、長期入院等で一時的に電話訪問が不要になったときに休止することができます。) ・救急通報システムのほうが救急要請もでき、安心度が高いので希望は多いのですが、要件が厳しく利用できないこともあります。 ・救急通報システムの対象とならない人が福祉電話なら対象となるため、そちらを使うということもよくあります。 ・次ページに簡単な対照表がありますのでご確認ください。

高齢者福祉電話と高齢者救急通報システムの違いについて

名称	対象者	回線	機器	発報先	電話訪問 (月1度の電話による見守り)
高齢者福祉電話	・65歳以上のみの世帯 ・心身の状況で閉じこもりがちな方	NTT回線に限る	・発報機 ・ペンダント(発信のみ)	親族等の緊急連絡先	希望制
高齢者救急通報システム	・65歳以上のみの世帯 ・心疾患、脳疾患、呼吸器疾患等の緊急性がある病気で常に注意が必要な方	NTT回線が望ましいが他の回線でも可	・発報機(無線タイプもあり) ・ペンダント(発信のみ)	コールセンター及びコールセンターから救急要請	必須

どちらも設置が必要な人かどうか、利用希望者の生活状況などを聞き取ってから受付をするため、窓口は高齢者あんしん相談センターのみになります。

在宅生活を支える高齢者福祉 ～介護保険を除く八王子市の高齢者施策～

サービスの種類	内 容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
5 認知症 高齢者 探索機器の 貸与	行方不明になった認知症高齢者等の早期発見と事故の未然防止のためGPS 端末を貸し出します。 また本事業には日常生活賠償補償制度が附帯されています。	市内在住で道に迷うことのある65歳以上の高齢者および若年性認知症の方を在宅で介護している親族の方	242 円/ 月(税込) 申請者が市外在住2,420 円/月(税込) 生活保護利用者は免除	【申請窓口】 各高齢者あんしん相談センター 【問い合わせ】 高齢者福祉課(相談担当) ☎042-620-7420 各高齢者あんしん相談センター	・GPS機器の貸し出しにより、高齢者本人の安全の確保と親族の負担軽減を図ります。コールセンターに問い合わせ又はスマホ等で位置を検索できます。 【日常生活賠償特約について】 ・利用者には外で偶発の事故により他人にけがをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険がつきます。 【靴について】 ・GPSを持っていかない恐れや持つのをいやがる方の場合には専用の靴(任意・自費購入)に機器をセットして持ち忘れ防止もできます。 ・本人が自宅在宅生活をしている方が対象です。高齢者に限らず、64歳以下の若年性認知症の方も対象になります。 ・GPS機器をご利用されている方でも、充電が切れていた、持たずに外へ出てしまったなどの理由により、機器を活用できずに探索に時間がかかってしまうケースが増えていきます。 充電は週に1回程度必要です。 警察に保護された場合は、衣類や持ち物に名前が書いてあると有力な手掛かりとなります。実際に機器を利用する際は少しでも早い発見のために様々な方法を組み合わせて活用していただくことをお勧めします。
6 高齢者 見守り シール	高齢者の衣服や持ち物等に見守りシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者と家族が個人情報を出さずに直接やり取りをすることが可能となり、早期発見・保護に繋げることが出来ます。	八王子市内に在宅で暮らす方で次のいずれかの要件に該当する方。 ・認知症などの理由により行方不明になるおそれのある方(若年性認知症の方を含む) ・その他の理由により、必要と認められる方	初期費用(シール48枚)2,000 円(市が負担) 年間利用料(連絡先転送サーバー利用料)3,600 円(利用者が負担)	【問い合わせ】 高齢者福祉課(相談担当) ☎042-620-7420	・利用は1年ごとの更新。 ・無償提供の携帯アプリ「みまもりあいアプリ」を通じて、行方不明となった高齢者の家族等が、指定された距離圏内にいるみまもりあいアプリをダウンロードしている「協力者」に対して、個人情報保護しながら検索を呼びかけることも可能(ダウンロード任意)
7 家族介護 慰労金	要介護高齢者等を介護しているご家族に対して慰労金を支給します。	ポイントに記載	【支給額】1 家族あたり年間10万円	【問い合わせ】 高齢者福祉課(相談担当) ☎042-620-7420	介護保険の要介護4又は5の認定を受けた方を在宅で1年以上介護サービスを利用せずに介護しており、世帯全員が市民税非課税であるご家族の主たる介護者の方が対象 ※この他に入院期間等の要件がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

在宅生活を支える高齢者福祉 ～介護保険を除く八王子市の高齢者施策～

サービスの種類	内 容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
8 理容師・美容師の出張	外出が困難な65歳以上の方のお宅に1か月に1回を限度として理容師・美容師が出張します。 〔利用回数〕 (4月～3月で6回、10月以降の新規申込は3回)	市内在住の65歳以上の方で要介護4又は5及び要介護3で障害高齢者の日常生活自立度B2、C1、C2で外出が困難な在宅の方	利用者負担 1,000円/回	【申請窓口】 高齢者福祉課 (相談担当) ☎042-620-7420 八王子駅南口総合事務所 (高齢者担当) ☎042-620-1158 各高齢者あんしん相談センター 【問い合わせ】 高齢者福祉課 (相談担当) ☎042-620-7420 各高齢者あんしん相談センター	・介護保険施設に入所している方は対象となりません。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、養護老人ホームは在宅扱いの施設としてこの事業の対象となります。 また、デイサービスやショートステイで使いたいという人もいますが、自宅(在宅扱い施設含む)しかできません。 ・申請時に理容か美容を選択してください。市の業者では理容も美容もやることは同じでカットのみを行い、顔そりは行いません。理容だから男性、美容だから女性が担当になるということもありません。 ・申請の際には介護保険証等の本人確認書類(写し可)が必要になりますので持参又は郵送の際は同封をお願いします。 ・住所地特例の場合は介護保険証の写しが必要です。こちらは提示ではなく提出が必要なのでご注意ください。 【こんなときは市に連絡を】 ・介護保険施設に入所したとき ・利用者の要介護度が要件に当てはまらなかった場合
9 在宅おむつの給付	在宅高齢者に紙おむつを月1回配達します。 ●紙おむつ(パンツ型、テープ止め型、平型) ●尿とりパッド ●おむつ専用袋	全ての要件に該当し、おむつを必要とする方 ・市内に住所があり、在宅で生活する65歳以上の方 ・要介護1以上の方 ・高齢者が属する世帯全員が市民税非課税である方 ※入院中は利用できません。	購入限度額 4,400円/月(税込)購入限度額内は2割の自己負担(限度額を超えた分は全額自己負担)	【申請窓口】 高齢者福祉課 (相談担当) ☎042-620-7420 八王子駅南口総合事務所 (高齢者担当) ☎042-620-1158 各高齢者あんしん相談センター 各拠点事務所(浅川、由木、元八王子、北野)南大沢事務所 【問い合わせ】 高齢者福祉課 (相談担当) ☎042-620-7420	・介護保険施設に入所している方は対象となりません。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、養護老人ホームは在宅扱いの施設としてこの事業の対象となります。 ・市民税の課税年度は毎年7月に切り替わります。 世帯に課税の方がいると、利用できなくなりますが、利用できなくなった方でも7月の年度の切り替わりで世帯全員が非課税になれば利用可能になります。ただし、再度申請書を提出する必要があります。 ・申請の際には介護保険証等の本人確認書類が必要になります。写しで構いませんので持参又は郵送の際は同封をお願いします。 ・住所地特例の場合は介護保険証の写しが必要です。こちらは提示ではなく提出が必要なのでご注意ください。 【こんなときは配送業者に連絡を】 ・介護保険の要介護が要支援1,2または非該当と認定されたとき ・入院または、介護保険施設に入所したとき ・引越越し、又は逝去されたとき ・給付を必要としなくなったとき ・おむつの種類や数量の変更または休止を希望するとき(配達日予定表に記載の受付締切日までに) 【注意点】 ・毎年7月に商品や商品金額が変わる ・最新の申請書を使用する ・休止期間が一年以上になった場合、再度申請をお願いすることがある ・市外に配達することはできない

在宅生活を支える高齢者福祉 ～介護保険を除く八王子市の高齢者施策～

サービスの種類		内 容	対象者	費用等	相談窓口	ポイント
10	入院 おむつ代 助成	医療保険で病院に30日以上継続して入院している方におむつ代を助成します。 【必要書類】印鑑、介護保険被保険者証、入院期間がわかるもの(病院の領収書など)、おむつ代の領収書(原本)、本人の口座番号がわかるもの(通帳など) 【申請受付期間】 1～2月、5～6月、9～10月 ※受付期間の末日が土日祝の場合は、翌開庁日まで受付します。 ※申請する月から2年前まで申請することができます。 ※対象者が転出又はお亡くなりになった場合は、期間外でも申請できます。	全ての要件に該当する方 ・市内に住所がある65歳以上の高齢者で、八王子市の介護保険被保険者 ・入院期間における介護保険の要介護状態が要介護4以上の方 ・医療保険適用で30日以上継続して入院している方 ・入院月が属する年度(4～6月分は前年度)のご本人の市民税が非課税の方 ・生活保護を利用していない方	【助成金】 おむつ代として支払った月4,400円(税込)までの費用の8割	【申請窓口】 高齢者福祉課 (相談担当) ☎042-620-7420 八王子駅南口総合事務所 (高齢者担当) ☎042-620-1158 【問い合わせ】 高齢者福祉課 (相談担当) ☎042-620-7420	記載のとおり ・入院おむつ代助成は、在宅おむつの給付と併給することはできません。

共通のポイント

申請書は最新のものを使用してください。八王子市ホームページのキーワード検索でサービス名を入力するか、
<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/004/004/index.html> (リンクあり)からサービスごとのページで確認していただけます。